

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十六号

(1101)

昭和四十五年三月二十五日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 奥田 敬和君

理事 佐伯 宗義君

理事 田村 元君

理事 地崎宇三郎君

理事 丹羽 久章君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 貝沼 次郎君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

外務省経済協力局長 沢木 正男君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 高木 文雄君

大蔵省主計局次長 船後 正道君

大蔵省理財局長 岩尾 一君

大蔵省証券局長 志場喜徳郎君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵省國際金融局長 奥村 輝之君

通商産業省公益事業局長 馬場 一也君

大蔵省理財局資 田中 敬君

日本開發銀行總 石原 周夫君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

三月二十五日

理事永末英一君同日理事辭任につき、その補欠として竹本孫一君が理事に當選した。

本日の會議に付した案件

理事の辭任及び補欠選任

日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二號)

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案(内閣提出第二二號)(參議院送付)

經濟及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六號)

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇號)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

理事辭任の件についておはかりいたします。

すなわち、理事永末英一君より辭任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

引き続き、理事の補欠選任を行ないますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。それでは、竹本孫一君を理事に指名いたします。

○毛利委員長 日本開發銀行法の一部を改正する法律案、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、利率等の表示の年利建て移行に関する法律案の各案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀尾雄君。

○堀尾委員 最初に政務次官にお伺いをいたしますが、日本經濟というものは現在どういう状態にあるとお考えになりますか。

○中川政府委員 非常にむずかしいというか高度な御質問で面くらうわけですが、御承知のように、日本經濟は戦後何にもなかったところから非常に充實がはかられてまいりまして、最近においては過熱というか、あまりにも伸び過ぎるというところになっておると、一口で言えば言えると思います。そこで、大きくなった喜びはありますが、問題がいろいろ出てきておる。そういった面を手直しをして、過熱による被害がないようにしなければならぬということが、一口で言えば言える日本の經濟の状況ではないかというふうに思います。

○堀委員 おっしゃったこと、そのとおりでありますし、日本經濟というものはいまお話にありま

たように、戦後の荒廃から立ち直って、今日では、戦前はもちろんのこと、現在の資本主義社会においては、工業生産その他においてはアメリカに次いで二番目だといふたいへんな発展を遂げておるといふことは、国民ひとしくこれを認めることだと思ひます。そうすると、実は經濟の再建を必要とするかという問題が一つ出てくるのです。私はもう今日、經濟の再建を何らかの目的とするような問題はすでに過去のものになってきておる、こう判断をしますが、政務次官どうでしょうか。

○中川政府委員 私も經濟の再建というのはもう終わったのではないかと、逆に經濟の再建のスピードがあまり出過ぎておるのを、いかにしてこれを調整をするかという段階に来ておるうかと思ひます。

○堀委員 きょうは開發銀行法の一部改正について論議を進めるわけですが、御承知のように、開發銀行というのは昭和二十六年に開發銀行法が制定されました、その第一条の目的のところ「日本開發銀行は、長期資金の供給を行うことにより經濟の再建及び産業の開發を促進するため、一般の金融機關が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。」こういうふうに第一条に書かれておるわけです。昭和二十六年にはこれは開發銀行の設立の目的がまさにこのとおりであつたと思ひますけれども、昭和四十五年の今日、もちろん産業の開發といふものは、これは國の続く限り当然産業の開發といふ問題はあらうと思ひますが、まず前段の經濟の再建という問題は、いま政務次官もお話しのうちに、私もやはり終わったと思うのです。そこで私は、開發銀行というものの、ここで定められた目的とそれに伴うところの業務範圍の問題というものがおのずからあらうわけですが、このような日本經濟

の發展の過程につれて当然目的も變更をされなければならぬと思ふし、同時に、当初考えられた經濟の再建と産業の開發というものがそのときの日本の國民生活に与えておる比重と、今日の、もう經濟の再建はなくなりましたけれども、産業の開發というものが今日時点で國民生活に占める比重は、昭和二十六年當時とはおのずから相當な相違がある、發展段階の相違に應じて相違がある、こういう判斷であります、が、政務次官はいかがでしよう。

○中川政府委員　お説のとおりだと思います。昭和二十六年ころの経済の状況は、あのころは何と云つても戦後の復興ということで、国の力は全部そちらに入つていた時代であります。今日は、いまおっしゃるように、どちらかというところ復興というよりは手直しをしなければいけません。手直しをしなければいけませんのでありますけれども、やはり産業の成長なりあるいは開発ということとは均衡ある形で進めてまいらなければなりません。したがつて、開発銀行の使命も、復興というところよりも、やはり健全な日本の産業の成長なり開発というふうに変つてこなければならぬものだといふふうに承知をいたしております。

○堀委員 実は昭和二十六年当時における日本の産業開発というものは、これはもう当然産業の開発でありますが、私は、単に産業の開発だけではなくて、経済の再建に産業の開発が結びついていたいと思います。ところが今日の段階になりますと、もちろん私も前段で触れたように、産業の開発というものは、これは国家の発展の途上においては常に必要ではあります。が、国として必要としておる程度においては、私は昭和二十六年当時と比べて産業の開発という比重もおのずから変わってきていいのではないか、開発のあり方が実は変わってきておっていいのではないか、こういうふうに感じておるわけであります。

そこで、まずこの問題について、少し法律の範囲について触れていきたいと思います。でありますけれども、この開発銀行の業務の範囲について、

ちよつとひとつ総裁からお答えをいただきたいと
思います。

○石原説明員 私どものやっております業務の節
 囲という事に相なりますと、どういふような融
 資をやっておるかということでございますよう
 か。

○堀委員 規約、定款その他、そういうものに定めておる業務の範囲という意味であります。

○石原説明員 開發銀行法第十八条にございますが、第一条に掲げる目的、先ほどお読みいたなされたわけでありますが、その「目的を達成するため、左の業務を行う。」一が「経済の再建及び産業の開発に寄与する設備の取得、改良若しくは補修」これに必要な資金、これに数年前であります「土地の造成」ということを加えたのであります。これが性格から申せば運転資金の形になるわけですが、これだけを加えていま申し上げましたような設備資金の融資に当たる、こういうことであります。

第二項は、この「資金の調達のために発行される社債で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募する」。これは本行出発以来、まだかつて使用したことがない条文であります。

第三番目は、「銀行その他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金を貸し付け、若しくは返済資金を調達するために発行される社債」「又は銀行その他の金融機関の開発資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受ける」この後段のはいわゆるリファイナンスということでありまして、もう十年ほど前になりますか、昭和料につきましてこの条文を適用したケースがあるだけで、それ以後はありません。

四番目は、「開発資金に係る債務を保証する」と。但し、その保証に係る債務の履行期限は、その債務の保証」云々と書いてございますが、これは現在御承知のように航空機、電力その他につきまして、約二千二、三百億円に達します保証を、たしております。

大体以上のようなことでございます。

○掘委員　そこで今度は、業務の範囲も第一条の目的を受けておりますから、いまのように本来的には経済の再建または産業の開発に寄与する設備の取得、改良、補修。ですから、設備投資に對して資金を供給しましょうというのが開發銀行をつくったときの主たる目的であつたのですね。その後の設備投資は、土地を造成して、その土地の上に設備投資をしなければならぬという問題も含んで来たものだから、おそらく「土地の造成に必要な資金」ということがこれに加えられてきた、こう思うわけであります。

そこで、それでは今日開業銀行が国民的役割から求められておる命題は一体何だらうか、こう考へてみますと、これはすでに開業銀行でも手をつけておられると思いますが、基本的に、これまで基幹産業に対する協力といいますが、エネルギーであるとかあるいは海運であるとか、そういうものに対する協力をなさることは、ひいては国民生活全体の基盤をなすものでありますから、これはもちろんそのままでいいわけでありましてけれども、新たに都市再開発とか地方開発、あるいは公害関連に対する融資というような、当然いまだ経済の高度成長に伴って起きておるひずみ、さつき政務次官もちょっとお触れになりました行き過ぎについてのひずみを正すということも、これは

いいますと、**開発銀行**というのは**全額政府の出資**であります。同時に、その資金のもとはずべてが**財政資金**、こういうことになっているわけですね。

「それは、本来財政資金というものはどういうために使用するのが最も望ましいのかということについて、財政資金運用の心がまえといえますか、伺っておきたいと思っています。」

うことでございますから、財政投融資計画の基本方針といったようなことでもいいのではないかと、思うのですが、われわれの考えておりますのは、予算は資源の完全なる配分である、それから財政資金というのは国民からお預かりをしておる金でございまして、収益性という点を無視することばできない。やはり有利、確実に運用をしなければならぬ。しかし財政資金でございまして、国民全体のためになるように、国民全体のためになるように、公共的に使うということが必要である。この二つの点をどういうふうに勘案をして、融合させていくかということによって、財政計画というものが非常にうまくいっているかどうかということを判断できるのではないか、そういうふうに考えます。

に、確かに財政資金というものはいろいろな形で、あるいは郵便貯金のような形で、簡易保険のような形で、あるいは国民年金なり厚生年金なり、国民が実は負担をして、あるいは国に預け、あるいは国にたくわえておるといいますが、そもそも原資でありますから、当然な事有利、確実であるということが一つの条件になりますが、同時にそれは公共的であり、国民全体のためになるということが、私は非常に重要な一つの柱だと思っております。

も財政資金を使つて各種の融資をするということになるならば、いま理財局長が答えられた、特に

国民全体のためになるものということは、開発銀行の融資の場合には欠くべからざる一つの原則ではないのか、私はこういうふうな考えをわけでありすが、総裁いかがでありましょうか。

○石原説明員 まことに政府側でお答えのとおりであると存じます。また先ほどお話しもございましたように、電力、海運という基本的なものでなくとも、たとえば最近起こっております社会開発の問題であるとか、あるいは新規産業の問題であるとか、あるいは開放経済に備えようとするための産業融資の問題であるとか、こういうものは、各個の場合におきましては個々の産業の立場が当然ございまして、これが広く国益という見地から見て合理的だと考えられるものに当然考えられるべきものだというふうに思っております。

○堀委員 そこで、いまおっしゃったいろいろなものが確かに関係はあります。関係がいろいろある、その関係のあり方は、国民全体に役に立つものとなるほど国益というふうな表現では確かに関係があるけれども、最終的にはそのことはどこかで国益につながるにしても、やや基盤が特定のものに限られるもの、要するに国民全体のためになるという程度においては個々の産業の中にも順位がある、私はこういうふうな感じがするわけですね。

私がさっき最初に触れましたように、当初の経済再建の段階においては、鉄鋼業のようなものは当然基幹産業の重要な一部でありますから、確かにこれは非常に重要でありました。しかし今日ここまで来ますと、鉄鋼業というものは再建の段階を越えて、いままさにアメリカに近づこうとする生産力を持つところまで来ておる。なるほど鉄鋼製品はわれわれ国民の家庭の中に非常に入っておりますから、その点では必要でありますけれども、しかしいろいろな条件から見ても、もうかつての経済再建の段階における順位からすれば、これはかなり下に下がるべきものであらうと思えます。

海運の問題を考えてみると、日本はこういう島

国でありますから、日本の経済的發展というものは何としても輸出、輸入によらなければなりません。特に原料を運んできて加工して輸出をするというところによって、日本の経済的發展が進展を約束されておる以上は、これまた海運問題といふのも言うならば産業の基盤の一つの大きなものでありますから、やはりこれは国民全体に結びつきが非常に大きい、こう考えられるわけでありまして、電力の問題も、今日われわれの生活は電力を度外視してもう個人の生活を考えることはできない。今日では確かにエネルギー源として一番重要なのは電力ではないのか。もちろん石油なり揮発油なりも重要ではありますけれども、個々の国民生活にとつては何といつてもエネルギー源として重要な比重は電力ではないのか。もし今日電力がとまるとなるとどうなるか、都市の文化生活といふものはたちどころに停止しかねないというきわめて重大な基盤を持つ産業であります。

私がいまここまで話を進めてきましたのは、いま開発銀行が融資をしておられるものの中におけるあるべき方向に向かつて、私がその前に問題を提起しております産業公害とか都市開発とか地域開発、こういうものに対する比重と、やや質の異なっておるものに対する比重が高過ぎるようなものがあるという点について、少し問題を広げていきたいと思います。

まず最初に承っておきたいのは、昭和四十四年度に、実は当初の貸し付け計画に対して二百三十五億円の追加貸し出しをしておられますね。この二百三十五億円の追加貸し出しの中身をちょっと伺いたい。

○石原説明員 二百三十六億のうち、(堀委員)二百三十六億円ですか(と呼ぶ)九十億円が日本電算機株式会社、いわゆる電算機のレンタル融資であります。六十一億が海運の関係、四十億が大都市再開発関係の資金、これは主として都市交通と安全装置、そういう関係、残るものがその他になります。合計二百三十六億になります。

○堀委員 そうしますと、いまの日本電算機株式会社に対する貸し出しは、昭和四十四年度においては当初の九十億円に対してさらに九十億円、百八十億円の財政資金をもって充てたということになるわけでありませぬ。いかがでありますか、ちょっとお答えをいただきたい。

○石原説明員 さようでございます。

○堀委員 私は、いま日本の経済の中に占める電子計算機の問題を過小評価するものではありません。今後のいろいろな情報を含めて、産業の合理化なり、いろいろな問題に電子計算機が役立つ比重というものは非常に大きなものがある、実はこう考えているわけでありまして。ただここで、私がずっと一連の形で伺ってきた現在の業務方法書、業務範囲は、さつき総裁がお読みになったようなことになっていくわけですね。一体これと日本電子計算機株式会社に対する融資は、どういう法律の関係で融資を行なうことができるのかという点を、ちょっと伺いたいと思っております。

○石原説明員 先ほどお読みいたしましたように、平たく申しますと設備資金の融資になるわけでありまして。日本電子計算機株式会社は電算機をつくらせておりますメーカーでございます。そして設備としてそれを取得をいたすわけでありまして、したがって、その取得をいたしたものに對する融資をいたすわけでございます。その取得をいたしました上で、日本電子計算機株式会社がそれをレンタルとして他の使用者に出す、こういう関係でございますから、産業設備であります電算機そのものに對する融資をわれわれがやる、こういうことでもあります。

○堀委員 設備というものは、本来その企業がその企業独自の企業目的のために使用するものが設備であつて、要するに日本電子計算機株式会社の設備というのは、私はその建物と事務用機械は設備であると思うのです。明らかにこれは当初からレンタルを目的として、要するに六つの電算機メーカーが出資をして、そうして一つのリースの会社をここに設立したと同じような、こういう

のが私は日本電子計算機株式会社だ、こういうふうな理解をしておるわけですね。ですから、まずその点で、設備というものの概念は少しきちんとしておかねばならないと思うのです。設備というのは縦から見ても横から見ても、ある企業の設備は、その企業がその企業の目的のために使用するものを設備というのですから、もちろん多少動きがあつてもかまいませんけれども、本来その産業に貸し出すための物品は、これは物品であつて設備ではない、こういう判断ですが、これは銀行局はどう考えますか。いまの設備に対するやや法律的見解。

きょうは法制局が入っておりますけれども、呼んでもらいたしたいと思います。

○近藤政府委員 ただいま御指摘の点、たいへん苦しい御返答になりますが、固定資産勘定に一応計上をいたすことになつたので、広い意味での設備であらうかというふうな考えをしております。なお、法制局等とも連絡をいたしまして詰めていきたいと思っております。

○堀委員 そうすると、日本電算機株式会社はこの巨額の、いま各企業に貸し付けておるものを全部自己の固定資産と見ておるわけですか。それではばく大な減価償却があるということになりますね。これは税に關係があらうですね。やはり主税も呼んでもらいたしよう。

その点はあとで法制局が入り、主税局が入りましてから議論をいたしますが、私はたいへんむづかしいことを聞いておるようでありまして、けれども、むづかしいことを聞いておるということは、まず法律的にもやや問題があるし、同時に、一体いまの電子計算機をレンタルにしなければならぬという理由はどこにあるかといへば、これはIBMとの対抗上の問題としてあるだけであつて、何も本来はレンタルにしないで、企業が買取つて差しかねないものであります。それを財政資金をもつてレンタルにしなければならぬというところは、先ほど私の申し上げた国民全体のためになるという財政資金の運用上の問題に關係がある、

実はこういうふうに考えております。

それで、もう一つ問題は、昭和四十四年度の電力に対する開発銀行の融資は幾らであるかお伺いします。

○岩尾政府委員 電力関係は、原子力発電と、それから重電機の延べ払い等も含めまして二百十五億と承知しております。

○堀委員　あとで少し電力の問題はこまかく聞きますけれども、私は、電力が今日置かれておる情勢というものは、特に昭和四十六、七、八年あたりは予備力が不足してくるために、異常なピンチに見舞われるおそれがあるのではないか、実はこういう判断をしております。

通産省の公益事業局長にお伺いしますが、通産省側の見通しですね。新聞が伝えておるところでは、四十六年以降かなり電力需給は危険な状態になるといふふうに伝えておりますが、その点について設備投資の関係を含めて答えていただきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 新聞等に報ぜられておりますが、電力の需給を考えますときに、大體常識的に、從來の通例といたしまして、一応その年における需要見通しを行ないます。その需要見通しに對して、こういう基幹的なものでございますか、併ら、それに對して一定の予備力と申しますか、供給の予備力を持つということをやっておるわけでございます。どのくらいの子備力が適正であるかということにつきましてはいろいろ議論がございますけれども、大體いままでの通例では、予想される需要に對して七〇程度の予備力を持つ。これは、たとえば非常に大型の発電ユニットがにわかに故障いたしますというような非常の場合がございします。それからまた異常な渇水でございしますか、というような事態があつた場合、つまり供給力のほうにかなり思わざる問題が出てきた場合、予備力のかなり思わざる問題は、需要の見通しを行ないますが、これがその年の經濟の動向等によつてかなり變動いたしましたときに、つぎ必要の思わざる伸びに備える予備力と、これは

つの働きが要素が、ございます。これに、対して七〇程度の予備力を持つというの、がいままでの考え方でございます。

それで、先生仰せになりましたように、四十五年、本年度、それから四十六年度、四十七年度あたりは、その七割という適正と考えられる予備力に對しましてかなり下回るといふ状況になっておりまして、一応いまつくっております四十五年の九電力の供給計画によりますと、本年度の八月、一番ピークの出る月でございますが、このときにおきまして、大体全国を総合いたしましたして四割弱ぐらいの予備力というような供給計画に相なっておりまして、この傾向は四十六年、四十七年あたりまで続かざるを得ないのではないかとわれわれといたしましては、できるだけ七割台の予備力に戻しますために、ここ四十五年、四十六年あたりの間に、いままでは急ピッチの電源開発を行なう必要がある、かように考えておるわけでございます。

○堀委員　いまのお答えに関連してちょっと伺っておきたいのですが、これまで皆さんの需要見通しを立てたものと実際の需要の関係ですね。これは、いまの問題は、予備力というものは、もし需要見通しがそのままであるならば予備力に残ります。しかし、もし需要見通しを上回った需要が行なわれたとすれば予備力がなくなるわけですか。それから、もし予備力がゼロになったときには、これらは停電ですね。そういうことになるわけですね。だから、過去における三千年くらいの、皆さんのほうの当初の需要見通しと需要の実績はどういうふうにあったのかをちょっと答えてください。

○馬場(一)政府委員 昭和四十四年度についてまずと、いまここの確な数字は持っておりませんが、いわゆる当初に見通しました需要よりは実績はかなり上回っておりまして、したがはいままで、それだけ予備力の関係も窮屈になる、こういう実情にございます。それで、需要の見通しに比べてまして実績が上回りますのは、いろいろな国民経済なりの伸びがいわゆる当初の見通しを上回った

ということが一番大きな原因かと存じております。

○掘委員 私は何も特別に今後に危険があるということを強調する意思はないのですけれども、これからの時期にもし電力がとまるということになりますと、都市生活でひとつ考えてみますと、大體最近が高層建築物に居住をしておる人が非常に多いわけでありますから、便所に行つても水洗便所が働かないという問題が直ちに來ますね。まっ暗になる。それからあらゆる家庭内の電気設備は全部動かなくなる。情報もなければ何もないと、いう段階にまづなつてまいりますし、外に出れば、自動車に乗つて通うことはできるけれども、おそろく私は、各種の生活なり産業に停電のもたらす影響ともうものは、戦後にしばしば停電しましたけれども、あのような程度の問題ではない。たいはすへんなおそるべき事態が起こるだらう。これはすでにニューヨークでこの前実験済みなんです。緊急な停電が大都市で起こるとどういう被害が起

ころかというのと、たいへんおそろしいことが起こる。

ですから、私は少なくともいまの経済及び生活の実態から見て、電力の需給というものは非常に重要なものだと考えておりますが、これは単に今の問題だけでは実は片づかない要素がたくさんあるわけです。発電所をつくらうと思つても、御承知のような公害問題で、なかなか資金をつけても発電所が必ずしもできてこない、こういうことが現実の問題としてあります。しかしここまで追ひ詰められてくると、何はともあれ設備資金を十分に供給をして、いまの電力が一応求めている設備投資をやらせる以外には私は道はないのじゃないか、こう考えているわけです。おそらく政務次官も私の考えに御賛成をいただけると思いますが、そうなったときに、一体それでは電力資金需給間係はどうかというのと、この前新聞で見っております、通産大臣が、本年度の電力資金需給について六六億ないし八八億資金不足のようであるといふことを話されているのが新聞に発表されてい

わけです。

そこで、ひとつこれは通産省のどなたでもいいのですが、一体、現在皆さんが考えている電力設備投資に対する六百億ないし八百億資金が足りないという問題はどうしたら解決ができるのか、通産省側は一体どういうふうにこれを考えているのか、最初にお伺いをいたしたい。

○馬場(一)政府委員　ただいま先生仰せになりました六百億ないし八百億と申しますのは、四十五年の九電力のいわゆる設備資金需要、これをいわゆるわれわれのほうでヒヤリングをいたしまして、これに対する各電力会社の考えております調達計画、自己資金がどのくらい充当できるか、あるいは外部からの調達にどのくらい依存するかという調達計画がございます、これらを通産省のほうでいわゆるマクロ的に検討いたしまして、設備資金需要そのものにも、合計いたしますと七千六百億円というのが積み上げでございますけれども、若干は調整ができるのではなからうかという見方もございます。また九電力の考えております自己資金の見方につきましても、もう少しふうがでできるのではなからうかという考え方もございます。また、外部資金の社債その他の調達計画につきましても、現在の見通しに立っていろいろ努力を各社もし、かつそれぞれの金融当局にも御努力を願うというようなこと、われわれのほうでこのくらいではなからうかということを含め、いまの時点で考えましたときに、ただいま申しました六百億ないし八百億というのがこれからの問題であるというふうに考えている数字というふうに御了解を願いたいと思います。

○掘委員　ちよつとラフにしても、六百億と八百億というのは二百億の誤差があるのですね。この二百億というのは何でしょうか。

○馬場(二)政府委員　六百億ないし八百億というのは非常に荒い考え方でございますけれども、そういうようにして、自己資金の見方あるいは外か、らどのくらい調達できるだろうかというようなことをざっと試算をいたしてみますと、約八百億く

○馬場(二)政府委員 六百億ないし八百億といふのは非常に荒い考え方でございますけれども、そういうようにして、自己資金の見方あるいは外からのどのくらい調達できるだろうかというようなことをざっと試算をいたしてみますと、約八百億く

らしいという残が出てくるわけですが、これに對しましては、非常にいろいろな問題点があるかと思ひますけれども、たとえば外債、インバクトローンというものの取り入れるという手という手も考えられるのではなからうかという調達計画、各社の当初の調達計画にございませぬその他の手段というのもしでれば、たとえばもう二百億ぐらいというのとは何とかなるのではなからうかということで六百億ないし八百億、こう申し上げているわけでございます。

○堀委員　そうすると、いま御承知のように、わが国は外貨が非常に多くなつて、あまり急激に外貨がふえるのはどうも他國を刺激してよろしくない、そういうときに、国内的に重要産業ではあるけれども、インバクトローンをとるとか、外資をとるとかというのは、私はいま時期的には、日本の置かれてある經濟環境から見ても必ずしも適切でない。そうすると、これは私は一応国内資金でまかなうのが当然じゃないかと第一点考へるわけでございます。

もう一つは、この前アメリカの輪銀の總裁が日本に参りまして、アメリカとしては輪銀資金が非常に枯渇をしているから、日本向けの輪銀融資は昭和四十五年以降はやめたいという意思表示が実はされてあるわけですね。そこで私はちょっと九電力のほうで調べてみると、現在九電力が出している四百七十四億という延べ払いの中で、百六十三億アメリカの輪銀の延べ払いが実は入っている。かれこれすると、いま通産省が言っておられる八百億というのをかりに資金不足と見るならば、延べ払いの四百七十四億と予定をしておる中の米輪銀分の百六十三億も、おそろくいまのアメリカの情勢では輪銀で借りられないから市中銀行で借りるなどということ、タイトなアメリカの金融情勢から見ても困難だと思ひますから、当然これも国内資金でまかななければならぬ。ということになる、概算で一千億近い資金需要が、通産省のいまの見通しにいまの新しいアメリカの

輪銀の問題を加えると出てくるのではないか。こうなつたときに、実はそれだけ必要としておる資金が、特に国民生活に最も重要な財政資金を使うことに適当しておる産業、その産業に四十五年に一体幾ら使われているか、こういうことが私は一つの重要な問題ではないかと思ひます。四十五年の電力向け開銀融資は一体幾らくらいでありましようか。

○石原説明員　開銀の電力に對しまする融資は三本ございませう。一つは原子力関係でありまして、これが百四億。石炭の火力がまだ残つておりまして、これが百四億。融資を続けますのが三十四億。そのほかに従来電力ワックというところで考へておりました重電機延べ払い、これが七十七億ございませうから、合計いたしますと二百二十五億という数字になります。

○堀委員　いまお話しのように、電力にまいるものは二百二十五億。そして四十四年度の日本電子計算機は百八十億で、四十五年度は百五十億で、すね。どうも私は開銀銀行法が定めておる方向、あるいはいまずっとここまで議論を進めてまいりました、要するに財政資金をもつて開銀銀行が融資をするという本来のたまえからくるところの重要度の序列、こういう観点から見ると、どちらが多くてどちらが少ないという相対的な問題もありませんけれども、私はこういう際でありますから、日本としてはいま金融引き締め、いろいろな処置をしておる際でもありますから、開銀銀行として電力融資の問題については再検討する必要があるのではないかと、こう考へておるわけでございます。

そこで、電力でもうちよつと何つておきたいのですが、実は産電の電力に對する当初見通しと、それから四十四年度の推定実績とを比較してみますと、実は計画とそれから推定実績との間にかなりな乖離があります。これは私のほうから申し上げますけれども、要するに総必要資金は計画では六千二百四十五億でありましたけれども、四十四年度の推定実績では六千五百六十六億、約二百億実

は資金の必要がなくなつております。内部留保のほうは、さつきかなりここで弾力があるようなお話でしたが、当初の計画は三千二百八十七億、いまの推定実績が三千三百八十七億でありますから、ここは百億程度の誤差です。増資は四百十四億を予定していたけれども三百二十五億、これも約九十億くらいの誤差があります。社債の手取りは当初千四百六十一億を予定していたけれども実績は千四百九十五億といふことでありますから、ここは約三百四十億程度の誤差があります。借り入れ金は一千八百三十三億が九百四十六億ですから、これは百四十億くらいここで誤差がある。もちろん計画と実績ですから誤差があるのは当然なんですけれども、いづれも実は計画に對して実績は下回つておるわけですね。

そうすると、四十四年度はこれで済んだと思うのですが、四十五年度は、このように資金計画を立てたけれどもそれに実績が伴わないとすれば、工事がそれだけおくれることになるのじゃないだろうか。それは資金需要が必要がなくなつた、要するに発電所を建てたいけれども建てられないといふことから起る資金需要の減で資金のいまの計画が変わつてきたといふのなら問題はありません。しかしそうではなくて、資金側に供給力がないために、資金の供給力の結果、当初のうちに計画どおり設備投資をすることができなかつたといふことであるならば、これは私はやはり問題がある、こう思つておるわけです。いま私の触れました四十四年度のこのような各項目別の誤差の問題、これはいま私が前段で言つたような、必要がなかつたから資金が要らなかつたといふのか、実は必要はあつたけれども資金供給側として供給能力がなかつたといふことなのか、ちよつといま私が触れたような調達先別、社債、増資それから借り入れ金、こういう個々の問題についてお答えをいただきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員　四十四年度の当初の計画といわゆる実績との乖離につきまして、一つ一つのアイテムについてこれがどうなつたかという数字

はいま手元に持つておりませんが、先生仰せになりましたように、当初の資金計画、設備投資計画と申しますか、六千二百億何かに對しまして六千五百六十六億という実績でございませう。これは一つ一つ当たりますと、九電力の総計でございませうからいろいろなことはあるかと思ひますが、大體して申しますならば、資金がついていなくてやむを得ず工事が延びたというケースではなくて、むしろ工事はやるべくして計画をしておるけれども、先ほど先生ちよつとお触れになりましたように、いろいろ発電所を建てるにつきては地元との了解といひますか、そういう話し合いがうまくいふことに伴ひまして工事が延びる、あるいは四十四年度中にそれが実行できないといふことによる計画の繰り延べと申しますか、こういうフアクターが多いのではなからうかと思つております。

○堀委員　今度から私の質問のときには、計数を持たずに答弁してもらつては困るんですよ。いいですか。私はもうあなたも御承知のように、議論をするときに数なくして議論はしないといふのは、私も商工委員会に二年もおつたわけですから御承知だと思ひます。これから私が呼びかけたときはきちんとした計数を御所持の上で御答弁をいただきますと申し上げておきます。

いまのお話で、もしそれであればたいへんけっこうだと思ふ。けつこうなことはないけれども、しかし政策当局としていろいろ努力をしていただいた結果で、やむを得ないと思ふのです。ただ、実はそれだけでも困るんですよ。そんなことを言つて設備がどんどん繰り延べになつていけば、どこか停電するわけですね。

まずその点については、公害問題その他のいろいろな問題がある。この公害問題のものは何かといへば、これはともかく燃料の問題ですね。要するに低硫黄重油をどれだけ手配するのか。いま開銀のほうでも硫黄脱硫について融資をしていたいております。これもたいへんけっこうだと思つ

ておりますけれども、そういう脱税問題をよりひとつ合理的に、効率的に行なうという問題、あるいは原油なままだき問題、そういういろいろな問題を通じまして、やはり公害がない、非常に少なくなるという、こういう政策を裏づけたい限り、これは住民の側としては、公害の多い発電所を建てられることに賛成する住民は日本じゅうどこへ行つたてないわけですから、その点はその点として特に配慮をしていただきたいのです。

しかしそれにしても、昨年と今年の状態は、だいぶ資金需要の大きさが違いますね。特に私が調査をした範囲では、返済金も相当多額にのぼるために、ことしの資金需要というのは全体としては一兆二千三百五十八億円だというふうに九電力側は言っておるわけですね。これは純増ではありません、返済分を含めてでありますけれども、昨年は九千五百六十七億円でありましたから、そうすると、少なくとも約三千億円近い資金需要を必要とするという、前年に比べてたいへん大きな資金需要の状態になっておるわけです。この点は、私はいま各項目別にいろいろ問題があろうと思つておるわけですが、ちょっとこれについて、これは日銀の問題だとは思いますが、いま電力が考へておる借り入れ金、純増分が約千八百億円程度だ、こう判断しておるわけですが、こういうものは、特に市中は非常に詰まっていますから、信託なり生保なりというところである程度の配慮をしなければ借り入れ困難だと思ふのです。ここらについては銀行局としては、金融引き締めの際ではありますけれども、事の重要性にかんがみて銀行局の所管範囲において前向きな処理をしてもらいたいと思ひますが、どうでしょう。

○近藤政府委員 電力の高い公共性と切実な資金需要というものにつきましては、先ほど米堀先生から御指摘のありましたとおりでございます。もしこれが十分なる設備投資ができないう場合に起こってくるであろうもの現象等につきましても、各金融機関とも非常に切実な感じを持つて

これを受けとめております。現在、普通銀行、長期信用銀行、それから信託銀行、生命保険、それから金融機関その他の関係者を含めて、この問題にどう対処するか、寄り寄り協議もいたしておるわけでございます。制度的に、この電力という業種だけをはきかききするといふような形は、もちろんむずかしいわけでございますけれども、それぞれの与えられました裁量権と申しますか、金融判断の範囲内におきましては、鋭意きめこまかい配慮をいたすということで研究いたし、考えておるといふ実情でございます。

○堀委員 証券局に伺いますが、昨年は増資予定として四百十四億円の取り扱いを考へていたところが、実際は三百二十五億円であった。本年は大体五百五十八億円くらい増資をしたいといふことのようにありますが、いまの証券の環境は旧ダウでも二千五百円近くになるということ、かなり好況なようでありまして、環境的には私はそうむずかしいと思ふのですが、この増資については証券局の判断はどうですか。

○志場政府委員 四十四年度は、ただいま先生がお述べになりましたように発行ベースで四百十三億円の増資、手取りで三百二十五億円の増資が行なわれました。四十五年度における会社の計画は、発行ベースで七百九億円、手取りで五百五十八億円の予定でございます。ちなみに四十三年度の実績では、発行ベースで八百億円の増資、手取りで六百三十二億円を調達しております。四十五年度の増資は、時価発行等のプレミアムを含めまして約六千億円程度と私も見ておりますが、証券市場の状況、株式市場の状況その他を考へまして、電力に関するたゞいまの増資は決して困難ではない、こういうふうな考へております。

○堀委員 もう一つ証券局に關係のありますのが社債でありますけれども、この間、ちょっと私、大臣との間で電力の設備投資金の問題に触れたわけですが、社債のほうはどうでしょうか。これは御承知の条件改定等もありませんから、多少手取り額は減るという問題はあるでしょうけれども、ラ

ウンドナンバーにおいてはそんなに大きな違いは出てこないのではないと思ひますが、このほうは社債もなかなかむずかしい段階にありますが、この間もあなたが述べになったように、幸いにして電力債というのは個人消化が最も高い債券であります。社債発行の見通しはどうでしょうか。

○志場政府委員 社債は、発行ベースと手取り額でかなりの差はございますが、四十四年度の実績発行見込み額は、先ほどお述べになりましたけれども二千八十億円であったわけでございます。四十五年度の会社の計画額は三千八十億円、お述べになりましたとおりであります。

四十五年度の電力債を含めた全体の社債市場の見通しでございますが、実は金融引き締め下の影響等もございまして、起債希望額は非常に多額に達する見込みでございます。電力ももちろんそうでございますけれども、ほかの事業会社が多額に達する見込みでございます。ただいまのアンケートの速報によりますと約九千五百七十億円の起債希望額があるわけでございます。そのうち電力が三千八十億円ということになるわけでございますが、私どもといたしまして消化見込み額はどの程度であろうか、これは今後の金融環境の推移にも関連いたしますので、ただいまの状態でははなはだ予測困難でございますけれども、一応平均的にいたしまして四百三十億円見当、年間五千二百億円からあるいは五千三百億円程度を予定できるかもしれない。ただいまの段階では五千二、三百億円、こういうふうな考へております。

その場合、電力にどれほど消化が期待できるであらうかという問題でございますが、私も、三月債の起債における電力債のシェアは四五％としたわけでございます。ただ、四十四年度全体で見ますと四二％程度でありまして、四十五年度年度間を通じてみますと、四五％のシェアを電力に確保することが、希望といたしまして最低のめどといたしたいというつもりでございますが、これにかなりの困難はあらうかと思ひますが、これに

そこに一応最低めどを置きますと、年間の起債額は二千三百四十億円となります。したがいまし約七百億円程度の社債における希望額の不足が生じます。で、私どもは、四十四年度におきまして電力会社の発行希望額に對しまして実績として達成いたしました率が八四・六％でございますが、それを何ともし四十五年度における三千八十億円の希望額に對して八五％の達成を見たい、こう置きますとこの数字が二千六百億円と相なるのでございます。私どもはシェアの面から見ますと、ただいま申しましたように二千三百四十億円程度というものは、ぎりぎりとは思ひませんが、かなりの困難を伴いながらもできるかと思ひます。今後の関係方面の協力な努力によりまして、何とか達成率を八五％程度、前年並み二千六百億円程度の消化といふことを考へたいと思ひますが、現段階ではこれ以上の消化を見込むといふことはとても困難な状態であるといふふうに遺憾ながら考へております。

○堀委員 大体いまの諸情勢から見ても、やはり通産省が当初述べたように、全体としても少し資金需要に穴があくような感じがいたします。それを全部開銀で見るといふことではありませんけれども、やはり私は事の重要性にかんがみ、必要最小限のものは、先ほどのたとえは石炭、火力、これも非常に政策配慮であるわけであります。石炭火力などの容量は実は知れてはいるわけですが、ですから、原子力発電も重要であります。これもスタートしたらばと出てくるということにならないと思ひますし、重電機の延べ払いもありまされども、何とか少し高効率発電電力に對して何らかの処置を考へる必要があるんじゃないだろうか。そのことは、私が最初からずっと述べてきた財政資金の有効にして効用ある使途として十分なものではないかという感じがします。で、まず第一点として、これは今後各民間金融機関あるいは証券会社等がいろいろな角度で努力してくることでありましようが、しかし、最終的にはどうも見通しがやや暗いような気がいたしますので、開

発銀行のほうにおいても、また財政当局もひとつよく協議の上で、不測の事故が起こらないような対策をせむとってもらいたいというのを要望したいと思ひますが、それについてのお答えを開発銀行と財政当局から伺っておきたいと思ひます。

○岩尾政府委員 電力に対する四十五年度におきまます需要の増大に対して、財政当局としてどういうふうな考えるかという御質問でございます。お話しのように、確かに国民生活に非常に大きな影響を持っております産業でございますから、われわれといたしましては、財政資金の投与に対してできるだけ積極的に考えたいと思ひますが、他方、これは国における一産業部門であり、私企業というふうなものでございまして、したがって、おのずからそこには限度があると思ひます。私らがいま考えておりますのは、先ほど先生が御指摘になりましたような、現在の起債市場が非常に不振である、したがって、必要な社債を起債市場において調達できない、そういうところに基本的な問題がある、やはりいまの電力会社の体質からいたしましてならば、そういう起債市場で所要の資金が獲得できるという力があることでもあり、資金の流れというものが現在の間接金融中心から直接金融に移っていくば、そういうことは可能になるわけですから、そういう方向に四十五年はできるだけ考えてみたいということが第一点でございます。

それから第二点は、それ以外にもなお、先ほど銀行局長が話しましたように、民間の金融その他についてきめこまかい配慮をやって、必要な資金の調達に事欠かないということもやり、さらに状況非常に逼迫をいたしまして悪いということになれば財政のほうでも考えたい。その場合に、現在開銀のほうでお手当をさせていただいておる分以外に、たとえば電算がいろいろ電源開発の仕事もやっておりますし、それから離島電力その他についてはこまかい配慮を開銀等で行っていただいておりますこともございまして、そういう全体を考へて必要な資金を必要の面に振り向けると

いう点から検討を加えていきたい、かように考えております。

○石原説明員 政策問題でございますので、政策当局のほうからお答えいただいたことで、私のほうからは申し上げることがございません。

○堀委員 法制局の荒井部長、主税局審議官に入っていただきましたから、さつき議論をされている過程で、実は私が一般的経済常識として考えておったことと、日本電子計算機株式会社の問題がちょっと違いがあるようなことになってきたものですからお伺いをしたいと思ひます。

まず法制局にお伺いをいたしますが、開発銀行法に書かれております十八条の「業務の範囲」の中で「経済の再建及び産業の開発に寄与する設備（船舶及び車両を含む。）の取得、改良若しくは補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）又は経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金（以下本項中「開発資金」という。）で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付けること。但し、その貸付に係る貸付金の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。」とありまして、特にこの「設備」というところは、「船舶及び車両を含む。」と書いてあるのは、船舶と車両というの一般的には設備として見るかどうかと問題があるから、おそらくカッコ書きにしたと思ひます。

そこで、船舶と車両というのは当該企業の外に出ていく場合が多いということを含んだことだと私は理解しているのですが、日本電子計算機株式会社というの、ここに定款もないし計算機からまずいのですけれども、本来の仕組みからいいますと、これは電子計算機製造メーカーが、IBMが御承知のように電子計算機をレンタルでやっていることに對抗して、共同で出資をして一つの株式会社をつくって、その株式会社が、いまのメーカーから電算機を買取って、その買取ったものを今度は賃貸をしておる、こういうこと

になつてゐるわけですね。ですから、ここに書いておる設備というのは、私はその企業が使つておる設備、その企業目的のために使つておる設備そのものは設備だと思ひのだけれども、本来が賃貸を目的としておる会社のその賃貸物そのものがその会社の設備であるかどうかという点について、私は経済的常識判断では設備ではないような、要するに一種の商品といふべきで、それを貸すことによって利益をあげるのですから、設備を貸して利益をあげるというのはちよつとおかしいのではないだろうか。もちろん不動産のようなものは、これは賃貸をしてもその建物そのものとしてあるわけですから、このように物品を貸与をしてそれによって利益をあげるというのは、私はどうも設備ではないような気がするのですが、法律の見解としては、これはやはり設備ですか。

○荒井政府委員 ただいまの日本開発銀行法十八条の業務の規定でございますけれども、それは「経済の再建及び産業の開発に寄与する設備の取得」ということを書いておられて、自己の直接使用に供する設備の取得というふうには必ずしも書いていないということでございます。経済機構の複雑化に伴ひまして、設備の取得の態様についてもいろいろな態様が出てくるということが考えられるわけでございます。そういう設備をみずからの名において取得し、自己の企業資産として計上し、それを貸与することによって最終的にその設備を活用する企業が、経済の再建及び産業の開発を行なう、それに役立つ設備になるというので、確かに一つの具体的、あるいはその間接的な取得形態というものであるかもしれませんが、それが、現在の複雑化している経済機構のもとにおいて、やはり日本産業のために必要だということであるならば、それはやはり文理解から読みますと、十八条第一号のそういう設備の取得というものは当分の間ではないか。単純な経済機構という場合には、堀先生おっしゃいますように、まさにその設備を使用する企業自体が取得するというのが普通であらうと思ひますけれども、その設

備を取得するのにも非常に巨額の資金が要る。需要産業が直ちにそれを経済的対価をもって取得することはできないという場合に、一つのクッションを置いて、迂回的な取得の形態をとるといふことが現状において必要やむを得ないというような場合に、その中間的な段階にある企業がその所有権を取得する、そしてそれを日本経済の再建及び産業の開発に寄与するものとして、その有効に活用される形態というものをとるといふ場合に、この第一号の規定に当たらないことではないというふうに存するわけでございます。

○堀委員 法律というものはいふんどうでも言い回しのできるものだと思ひますが、常識的には、私どもはやはり設備といふのは、その企業がその企業内部に置くものが設備であつて、レンタルの目的をもって購入してレンタルしておる、会社には何もないのだ、全部どこかに行つちやつておるというのがその企業の設備といふのは、われわれの経済常識ではちよつと判断しにくいのです。それで、今度はちよつと税制のほうで聞きたいのですが、そうすると、それがいまの設備になつておるとすると、日本電子計算機株式会社は相当巨額の電子計算機を持っておるから、たいへんな償却が行なわれておるわけですね。そういうことですか。それは法律的には、税制上はそれを設備と見るといふことなら償却ができるわけですね。そういうことでしょうか。

○高木（文）政府委員 税法の上では、法人税法の第二条にいろいろな定義がございましてけれども、その中で固定資産という定義がございまして、固定資産とは何だということ、土地、減価償却資産、電算加入権等というふうな規定してありまして、この減価償却資産というのとは何だというのは二十四号に、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両云々とありまして、いまの電子計算機はやはり機械の中に入ります。ご存じのように、こまかい耐用年数表等がございまして、いまちよつと手元に持ってきておりませんが、電子計算機は何

年と、こうきめておるわけでございますので、いまの御質問の開帳法のこととはよく存じませんが、そこでどういふふうに定義するかは別にして、物理的に電子計算機がこの税法の上では明らかに機械に入る以上は、やはり償却してよろしいのではないかと考へておられます。

○堀委員 そうすると、いまのリースの仕組みというのは、借り入れ企業は、賃貸料だからこれは全部損金に落ちるということですね。借り入れ企業は全部損金に落ち、貸したほうだけは、自分の手元には何も設備がないけれども、貸しているものはみな自分のところの資産ということになって、それは全部そっち側が減価償却する、こういうことに税法上なっておるわけですね。

○高木(文)政府委員 それは、たとえばレンタカーの会社の場合にも似たようなことになっておる。自分が持っている人に貸す。これは長期に貸す、短期に貸すということがあるけれども、まあ、形態はちよつと違ふかもしれませんが、まさにいまおっしゃつたようなケースに当たるといふことができます。

○堀委員 そうすると、日本電子計算機株式会社というのは、減価償却による内部資金がかなりあるということになると思うのです。ただ、この問題を特に少し触れておきたいのは、このJ.E.C.C.の資金の状況でありますけれども、昭和四十四年は、資金として必要な資金が一千九百九十億、昭和四十五年は千八百六十億、昭和四十六年は二千八百九十億、昭和四十七年は四千三百九十億というのが、現在J.E.C.C.が考へておるところの大体今後の必要資金ということになるわけですね。そこで、メーカーに引き渡します費用が千三百五十億円ですが、ですから残り、昭和四十五年度の未払い金が九百九十億円ぐらゐ残っている。こういう計算が現在では一応できておるわけですね。これだけで見ても、実はなかなかこのJ.E.C.C.の資金というものが異常に膨大なものである、この膨大なものが年々また異常に伸びていく、こうなっているわけですね。

確かに電子計算機はいまの日本の経済上では非常に重要で、必要なものではありますけれども、さつきも議論をしてきたように、これは個々の企業の合理化に非常に役立つ。結果としては確かに日本の全部の産業に役立つものであります。まず最初には、個々の企業がその企業合理化のために、あるいは生産の拡大のために、本来はその企業利益に最初に役立つものであります。しかし、その結果としては、確かに国民全体に対してプラスにならないとは思ひませんが、一体今後このように急激に上昇してくるものを、いまのような仕組みで財政資金で今後ずっと見ていくということ、これはたして適当なのかどうなのか、これが第一点なんです。

そもそも、実は諸外国の電子計算機の推移をずっと見ておきますと、電子計算機の問題というのは、イギリスにおいてもフランスにおいても西ドイツにおいても、いずれも実はIBMになかなか対抗できないという条件に迫り込まれ、多くの国は国策会社のようになって、合併して一社をもつて対抗するというのが、いま西諸国における現状であります。私はすでにこの前、もう商工委員会の問題を提起しておるのでありますが、やはり今後の電算機問題だけは、私はかねてから競争原理の主張者でありますし、御承知のように富士、八幡の合併に反対しておる立場であります。が、電算機だけは、これはIBMという全く巨大な、グローバルな企業が、その開発能力と資金力と、その全国的なネットワークと、とてもこれは簡単に太刀打ちできるような条件に置かれていない。どうしても私は、少なくともこの六社ができるだけすみやかに統合する、そうしてそれが何らかの国家的な会社という形になるのならば、その時点でにおいて財政資金の問題を考へるということとはまた別個にあるかと思ふのですが、現在のような、私企業がおのおのの自己の利益追求に狂奔しておる中において、その集約的なためのレンタル資金として、いまの電力に比較していささか巨額の資金が日本電子計算機株式会社に供与されておる

という点については、私は財政資金の運用上について疑問があるというのが率直な私のいまの見解であります。それについて財政当局はどういうふうに考へるか、ちよつとお伺ひしたい。

○岩尾政府委員 J.E.C.C.の所要資金でございますが、いま先生御指摘のように、J.E.C.C.が三十二年で完結してきて以来、年々非常なふえ方でございます。現在、大体国内におきまして電算機全体の資金はまあ五、六千億ではないかと思ひますが、そのうち半分くらいは大体外国系をもつて占められる、それからあと日本の国産メーカーの製品が使われておるといふ状況でございます。現在、先ほど申しましたように、若手のレンタル的なものに対しての追加をやつたわけでありまして、けれども、これは先ほど御指摘になりましたように、メーカーからJ.E.C.C.が買ひまして、それを貸し付ける、レンタル料がJ.E.C.C.に入つてくる。それから、技術の革新がありますからどんどん進んでまいりまして、古いものではだめだといふことであります。その分を貸したほうから返してもらつてメーカーへ戻すということをやつておるわけでございます。究極的には、先ほど来御指摘のありますように、電算機メーカーといふものがIBMその他によつて圧倒されて、日本の国内に出る電算機といふものがほとんど外国の製品であるという状態になつてはいけないといふことを考へまして、まあ力のある人がその力を伸ばしていきけるように、こういう形で財政的な援助を行つておるといふ形でございます。こういうことをやりましてために、従来であれば非常に過当競争になりましてメーカー同士が競争をするということが省かれる。それから、いま申しましたような外国の大きなメーカーが入つてくるということに対して対応できるという体制をつくる必要がある。メーカーとしますと、すぐにつくつた製品の入つてくるわけですね。普通の製品であれば、金が入つてこない。したがつて新しい電算機の資金というものがなかなかつかない。それを助ける

という意味では、私は非常に力があると思ひます。今後の見通しでございますが、来年度も従来のテンポであれば千二百億ぐらゐの資金が必要であるといふふうに、私、予算のときには大体聞いておつたわけでございます。しかし、いま先生おっしゃいましたような気持ちは私もありまして、これはそういう意味で考へて、大体国内のシェアが大半くらいになり、しかも各機種によりまして大型、中型、小型、それからメーカーによりまして、いわゆる併業的にやつておるメーカーもありまして、重電機もあれば軽電機もやり、かつコンピュータもやつておるものもあれば、コンピュータ一本ということをやつておる会社もあるわけでございます。したがつて、その辺に何らかの仕分けといふものは必要ではないか。そうして、先ほど申しましたような意味で、ほんとうに伸ばしていくものを伸ばしていくということで財政資金といふものを投入していくべきじゃないか。まあ、おっしゃいましたような合併その他も一つの考へ方かと思ひますけれども、私は、現在の六社があつたままの形でこういう機構を通じて資金の供与を受けておるといふのは、やはり変えてもらわなくてはならない、こういうふうに考へまして、四十五年度の開帳資金につきましては、これを大体千二百億と私は記憶しておつたのですが、千億に切つてもらつて、千億といふのは、結局百五十万円以下のような小型機種については、もうメーカーに力がついておる、自分で自己調達ができる、したがつてこれはもう計画からははずしてもらつたということにいたしました。千億という計画にいたしましたのであります。それに基ついて、従来のいろいろな融資比率あるいは投資の比率等を勘案いたしました。先ほどお話ししたように百五十億といふものをJ.E.C.C.に来年度は貸すという計画を立てたわけでありまして、なお今後もういふ意味で、ほんとうに役に立つような融資にしたいといふ意味合いで、対象会社の問題あるいは機種の問題等について十分検討したい、こういうふうに考へております。

○堀委員 私も必要でないとは思っていないのです。ただ問題は比重のあり方です。順序からいいますと、いま理財局長が触れたように、これに参加をしております企業というのは確かに能力のある企業ですね。第一、一番大きいのは富士通と日本電気でありまうけれども、これらはいずれも電子計算機メーカーでもありますが、同時に通信機器のメーカーとしては、日本電信電話公社が最も大きな購入をしておるという意味でも相当大きな企業でありますから、ただ電子計算機部門だけの独立した会計によって処理される必要はない。いまの企業の問題についてみればその他の収益というものもあるわけですから、ですから、各社が自己で開発して、そしてレンタルに出すというのが本来の筋道だろうと私は思うのです。ただ、それを合理的な処置をしたことには別に問題はありませんが、合理的な処置をしたからといって、そういう財政資金その他におんぶするというのは必ずしもノーマルな筋道ではないのであって、必要な範囲における財政資金の協力を私はいけないうわけではありませんが、いまあなたも御指摘のように、おのずから限度のある問題だということで対処していただかないと、今後飛躍的にふえてくるこの資金需要を、もっぱらそういうことでまかなっていくなどという安易な考え方は、私はやはり問題がある、こう感じますので、その点についてちょっと申し上げたのであります。

以上で電力と電算機問題を終わります。

○平林委員 ちょっとそれに関連して。いまの電子計算機について私も実は質問を用意しておったのであります。大体堀委員が尽くされたと思うのですが、先ほどの法制局の解釈を聞いていて、あまりにも回り回ってどうも私にもびったりしない。そこで、実際上の運用として開発銀行はさような解釈でやっていたのか、拡大解釈でやっていたのかという点が私はしっくりしないのです。そこでお尋ねするのですけれども、開発銀行のいろいろな事業計画の中に、特定産業融資という

のがあるわけですね。この特定産業融資の中に、電子計算機の周辺装置について、生産体制の整備に重点を置いて、昭和四十三年度にはおおよそ十一億円の融資が行なわれていた。昭和四十四年は幾らになつていくかわかりません。またこれはどういう計画になつておるのか、私の持つておる資料ではわからないのでありますけれども、一面、電子計算機の分野において昭和四十三年が八十億、四十四年が九十億、昭和四十五年が百五十億という計画のほかに、四十三年は十一億あったのですが、四十四年はどういう計画になつておるのかというのを聞きたいということ、こういうふうに区分けしてありますことは、さっき言いました設備資金かという点の一つの悩みといえますか、そういうものがあつたのではないかと私は受け取つておるわけですが、この関連性は、どういふふうな気持ちで二つに分けて融資を行なつておるわけですか。

○石原説明員 ただいま平林委員から御指摘のございました周辺機器と申しますのは、御承知のようにいま電算機のいわゆるハードウェアと申します機械の部分のうちで、本体の部分と出入りの関係、アウトプット、インプットと申します、その関係の、たとえば非常に早くプリントする、あるいは表示のしかたがテレビで出る、そういうような文字で入るといふような、そういう形のものが非常にふえてきつてあります。これは先ほど来お話しした電算機メーカーがおの本体も周辺機器もやつておるわけでありまう。

ただ、周辺機器につきましましては相当な進歩が世界じゅうで行なわれているものでありますから、この際でございまして、そのうちのインプットのほうは、これはたとえばAという会社でできるだけまゝとめてやろう、これにはもちろんほかの会社も協力をしてもらおう。アウトプットはまた別の会社といふふうに、周辺機器としては非常にたくさん、種類を持つてゐるものでありますから、これを先

ほど理財局長の申されたように、非常な自由競争にして過当競争に相なるよりは、むしろある程度集約した考え方でやつていこう。その場合に、その新しい設備をつくりまう、これは先ほど来お話ししたレンタルの対象になる電算機ではございませんで、それをつくりまう機械があるわけですね。設備があるわけですね。それをわれわれが融資をいたすということに相なります。四十三年度十一億でありまして、四十四年度は実は電子工業という、これは電子工業振興法という別の法律がございまして、いろいろ電子関係の部品あたりに融資をいたしてあります。それをまとめて四十億というワケを持つてあります。その中でまかなつておる。いまちょっと手元に四十四年度の現在までの数字が幾らになつておるかがありませんけれども、おおよそそれと同じ程度の金額に相なるかと存じております。

○平林委員 この問題についてはもう少し研究しなければならぬ問題がありますが、同時にいまお話しになつておるように、開発銀行法の法律上の定めをこえて、やや拡大的な解釈で開発銀行の融資が行なわれてゐるのは、一つには電子計算機産業が新規の産業である、かつ外国の電算機メーカーに対抗して、国内の電子計算機の産業を育成する必要がある、そのためには将来の情報産業の基礎になるわけだからレンタル制度をつくらうという趣旨がこれにはあると思ふのです。そのことはそのこととして、一体対抗できるだろうか、いろいろな疑問が私にはあると思ふのです。逆に言えば、政府自体が使つてゐる電子計算機というのは、国産を使つておるのか、それともIBMを使つてゐるのかという問題もございまして、政府自体が首尾一貫しないものを、こちらのほうでは一生懸命になつて国内産業育成だといふことを言つておる。もともと、一たん入れた電子計算機というのはあつてはなかなか切りかえがたいへんだから、初めが肝心だといふことで激しい競争が行なわれていることは事実でございまして、一応目的は電子計算機の国内産業を育成するといふことに置か

れての具体的な運用、こう私は見ておるわけでありまう。そうだとするならば、同じ開発銀行の業務の中に、外国からお金を借りるような場合に融資というのをやつていまして、保証といふこと。この保証を行なうといふ仕事が一つありまして、この保証の状況を見つてみますと、大体電子計算機関係の保証が見られるわけでありまう。電子計算機だけを洗つてみますと、昭和四十年ごろが八十億円、また最近の金額はあれですけれども、数十億円保証を行なつておる。これはアメリカのそういう銀行関係との関連においての債務保証であらうと思ふのですけれども、これはどういふことで債務保証をやつたのか。私の疑問は、どうもこれは日本から電子計算機を輸出するためのあれではない。向こうから買入といふことになると、外国の製品を入れているのは研究開発のために必要であつたからといふことならば、これは話はまた別になるでしうけれども、そこに少し矛盾があるから説明をしてもらいたいと思ひますが、その点はいかがですか。

○石原説明員 平林委員お示しのように、昭和四十三年で十一億、四十四年は十八億という金額でございまして。これは先ほどお話のございましたように、日本電子計算機株式会社は非常に旺盛な資金需要がございまして、電算機の売れ行きははなはだよろしい、こういうことであります。したが、いまして開発銀行あるいは市中銀行、そういうところの借り入れもやつてゐるわけでございますが、外国の銀行から借り入れる場合に私どもが保証をいたすわけでございます。したが、いまして、借り入れ金の私どもの保証、ただその借り入れ先が外国銀行である、こういうことに御了承願ひます。

○平林委員 私の言うのは、一面において国内産業を育成するといふために相当巨額の融資が行なわれる、また片方外国の製品を入れるための保証をする、こういうことには矛盾があらはれませんかといふことです。

○石原説明員 先ほどの説明が不足でありましたが、外国の製品を入れる場合の保証ではございません。日本電子計算機株式会社は外国の銀行から借金をいたします、それに対しては債務の支払いをいたすわけでございます。したがって物が入るわけではございませんで、外国の銀行から借金をする。これは国内の銀行から借金をいたす、それでは不十分で外国の銀行からも借金をするというところで、その場合に私どもの銀行が保証をする、こういうことであります。

○堀委員 ちょうど切れ目ですから、ここで私一応中断をいたしまして、午後再開後に残りの部分をやらしていただくことにいたしたいと思っております。

○毛利委員 午後二時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後二時二十九分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀委員。

○堀委員 引き続き伺いをいたしますが、産業公害防止の貸し付けというのが今回五十億円認められておりますけれども、これまで話をしましてまいりました経緯から見てもちょっとこの五十億円というのは、まあ需要がないのかもしれないけれども、公害防止ということが今日非常に重要な課題であるにしましては融資額がわりに小さいように思われます。あわせて今度は、産業公害に対しては少しソフトな金利で貸し出しをしたという意向もあるやに聞いておるのであります。これについては一体いつごろからそういうソフトの金利の、特別金利というのですか、措置をされることになるのか。あわせて先ほどの電算の場合、最初の九十億に対しては六・七％増とたいへん伸びであり、その他のものも一般的には三〇％内外主要な項目は伸びておりますが、産

業公害防止貸し付けについては二五％程度の伸びしかないということで、ややこの点は不十分な感じがするわけでありまして、前段で触れてきましたように、これからはやはり開発銀行というものの位置づけが新しい位置づけになるのが相当と考えますので、産業公害防止については特に金利の面も配慮をした形で、さらに貸し付け資金のワタの拡大をはかるように行なうべきではないかと考えるのでありますけれども、これについての政府側の見解を承りたいと思っております。

○石原説明員 ただいまお話がございましたように、産業公害はたいへん重要な問題でございます。私どものほうといたしましては、昭和三十五年以来産業公害融資をいたしておるわけでございますが、御承知のように昭和四十年に公害防止事業団というものがございまして、これは公害防止のために、施設ばかりでなくて、御承知のように融資もいたすようになっておるわけでございまして、ただ、事業団設立当初は何ぶんにも早々なことであったものでございまして、だんだん地域を拡大していったございまして、現在は一般の大気汚染あるいは水質保全ということにつきましては、事業団のほうで施設も融資もやっていたらいたしておるわけでございます。したがって、私どものほうに残っております問題は重油脱硫の関係、それから海水汚濁と申しまして、海の水が船の捨てた水のために汚れないというための施設をつくりまして関係、それから主として地盤沈下であります、そのために工業用水をつくりまして地下水を掘り上げることとをやめてもらうということ、それは依然として私どもの所管でございます。しかし主力は何と申しましても重油脱硫でありまして、これが昨年からだんだんふえてきています。お話しのように非常に大きな金を用意すべき段階にだんだんなると思うのであります。現在のところでは各社の持つております重油脱硫装置を見まして、大体この程度でいくのではないかと考えております。なお、もう一つ申し上げておきますことは、金額の内容はまだきまっておりますが、

四十五年度から――従来から工場移転ということにつきましては開発銀行は相当な努力をいたしてまいりました。なにか公害のために移転を要する、必要とするという場合がございまして、これは一般的には稠密地域に違いないのであります。どの程度の地域からという点からは、実はこれから政策当局と御相談しなければならぬのであります。いずれにいたしましてはそれにつきましては、従来公害には特利がついておりました。御承知のように最初の三年間が七％、それから三年以降が七・五というに相なっております。それと同じような金利で、従来から工場移転には、これは基準金利で貸し付けておりましたが、その分、すなわち公害のために工場移転をいたすというのにつきましては七分五厘で出さう。これの金額なり、あるいはどういうような条件で縛るかということにつきましては、これから政策当局と御相談をして、四十五年度以降をいうほうにもわたってまいらうというふうに考えております。

○堀委員 前段にも触れましたように、何と申しましてもいまの日本の公害の中で一番大きな問題は、やはり亜硫酸ガスの問題でありますし、この問題が解決をしないために実は午前中にありました電力問題も非常に陰路にきた。どうしてもこの脱硫の方法も、まずやはり重油脱硫のように、もとでやりませんと、排煙脱硫などというようになことは――本来ものをどこから取り除くときには、濃縮して取り除くというのならわかるけれども、拡散をした中から取り除くなどということはたいへん非科学的な発想でもありますが、何とかそういう重油脱硫のようなものがより進歩をするために、開発銀行としてもひとつ格段の協力をしてもいいと思っております。

以上で大体政策問題を終わります。二、三資料を要求しておきたいと思っております。

と申しますのは、いま拝見しておりますけれども、開発銀行はよくわかりませんが、開発銀行の貸し付けについてもいろいろな、石炭産業その他についての貸し付けもありましようから、当然利子が定められた期間に入らないもの、要するに延滞利子という形になっておるものもあるかと思っております。そういうような利子が延滞をしておるものは、最近のどの時点かをとっていただいてけつこうであります。四十三、四十四、四十五年があれ四十四年でもけつこうですけれども、どういう姿にいまなっておるか、特にその延滞をしておる業種というのはいくつかある業種であるのか、それが一つであります。

もう一つは、今度は貸し付け金のこげつきの問題でありますけれども、おそらく利子が延滞をするような場合には貸し付け金の返済についても問題が起きておるやうかと思っております。貸し付け金の返済について、それがこげついております。状態、まあこのほうはいまでもお答えがいただけるのか、あわせてその業種は現在ではどういう業種にそういう貸し付け金のこげつきがあるのか、會計上の問題についてちょっと伺いをいたしたいと思っております。

先ほどの延滞のほうは、もし現在お答えが無理ならば、これは後ほど資料で御提出をいただければけつこうであります。

○石原説明員 利子の延滞につきましては、いまお話のございました資料を整えましてお届けをいたします。

元金の延滞額につきましては、四十四年九月末現在におきまして百八億八千万でございます。残高に對します割合から申しますと〇・八％になります。ただいま堀委員のお話もございましたように、石炭の關係がこの中に含まれておるわけでありまして、石炭の關係がこのうち五十六億二千万円、半分をちょっと超過をいたしまして、これを除きますと〇・二％になりました。石炭産業以外は比較的延滞の割合が小さい、こういうことになります。実は石炭の閉山に伴います延滞が出てまいりましたわけでありまして、それまでは大体

ここ数年間五十億から六十億の間でございまして、比較的安定した額であったのでございまして、石炭がそのころ閉山の関係がございまして、いまのような額に最近になって相なっております、こういうことであります。

○堀委員 この閉山になった石炭のこげつきというの、事実上はちよつと回収がむずかしいのじゃないかと思うんですが、こういういまの産業政策上のある程度やむを得ざる結果起きてくるようなものは、これは何かあるルールがあるのでしょうか、ある時期を限ってやはり消却をせざるを得ないのじゃないかと思うんですけれども、その点については取り扱いはどうなるのでしょうか。

○石原説明員 御承知のように、石炭の融資に対しても担保をとってございまして、これは鉱業財産のみならず土地もございまして、土地も利用価値のあるものとそれほだないものとございまして、一律には申し上げがとうございまして、なお土地以外の担保を取っているものもございまして、したがって、延滞額がそのまま損失になってしまふわけではございせん。ただ、不動産が多いものでございまして、処分をいたしますに相当の時間がかかります。また急いで安く売らねばならないわけではございせんから、したがって、そこへはこれから合理的な期間をかけて処分をいたしてまいりたい。その上で損失をどうするかという問題が出てまいります。その場合に、御承知のように例の肩がわりの法律がございまして、政府がそのうちのある部分をしょうていただくわけではございせんから、その点でどうなおりますか。これは担保処分等をいたしました末の話であります。それ以後の問題につきましては、いま堀委員お話しのように、ほんとうに消却をいたすという問題もございまして、これは毎年消却のやむなきに至りましたとわれわれが考えておるものにつぎまして、銀行局から一件一件検査部で審査をしていただきまして、その上で消却をいたしております。年額が、近ごろの年で大体

二、三億程度に相なっておりますかと思ひます。

○堀委員 以上で私の予定をいたしておいた質問を終ります。

要するに、一番初めに触れましたように、すでに昭和二十六年の法律でもありますが、いつか適当な時期に開業銀行の法を改正をして、やはりいまの時代に即応して財政資金を使うことによつて、開業銀行が国民経済とその生活に寄与しやすいようなたてまえに直すことが当面必要ではないか。特に今後は地域開発なり都市再開発なり、いまの公害防止なり——公害防止はいまのような問題ですから、事業団があるようでありまして、ともかくいまのひずみの是正なり、そういうことのためにより積極的な項目の入ることが必要ではないかと考えますので、その点を付言をして私の質問を終ります。

○毛利委員長 平林君。

○平林委員 大体今度の開業の法律案の中の問題を抽出すれば、ただいままでの質問で展開された点であると思うのでありまして、したがって、私の質問はだいたい省略されて、少しばかり補足をしたいの質問になると思ひのであります。

いま指摘をされました産業公害防止、これは昭和四十三年は百六十七億円の幅があったのに、四十四年になりまして四十億、四十五年は五十億というふうになりまして、非常にこのところ公害対策基本法などというものが成立をいたしました、大いにこれから公害を防止しようというふうな機運が巻き起こっているときに開業の融資額が少なくなつておるといふのは、私は非常に奇異な感を実は受けたわけでありまして、したがって、公害防止についての積極的努力は開業のような機関こそ行なうべきだといふのかかわらず、金額が少なくなつておる。これは一体どういふ理由によるものかといふ点をもう一度お聞かせいただきたい。

○石原説明員 平林委員のお手元に差し上げております資料が、あるいはミスプリントがあるのかもしれませんが、私どもの融資実績は四十年が一番多くて十五億になります。それから、四十一年

が十億、四十二年が六億、こういうふうになつてまいりますが、先ほど申し上げましたように公害防止事業団法が昭和四十年にできまして、大気汚染、水質保全の——最初は地域を限つておったのですが、だんだん地域を広げまして、肩がわりをされました関係で四十三年に二十二億になりました、四十四年は現在四十億というふうになつております。四十五年は五十億という見当になつております。あるいは私どもの差し上げた資料のほうで違つておったのかもしれないけれども、数字はそういう数字であります。

ついでにと申し上げたいへん恐縮でございしますが、午前中平林委員からお尋ねがございまして、周辺装置、電子計算機の関係でちよつと間違つた数字を申し上げたので、この機会に訂正させていただきます。四十四年度の電子工業——ちよつとついでに申し上げておきますと、周辺の装置の関係は電子工業振興法というものがございまして、これはだいたい前からのもので、これは先ほど申し上げておりましたように、そういうものの中に実は周辺装置が入つております。したがって電子工業振興法関係の融資でございまして、それはそれとしての特利があるわけではございせん。その電子工業のワケが三十億ございまして、そのうち五億出してあります。それが四十四年でございまして、先ほど申し上げた数字は間違ひでございまして、それから四十五年度に電子工業のワケが三十五億ございまして、そのうち十億でございまして、したがって、先ほど申し上げた数字は、電子工業振興法全体のある部分が入つておるものから、そのためにちよつと違つた数字を申し上げたいへん失礼いたしました。

○平林委員 数字についていへば、さつきお答えになつた電子計算機関係、四十三年が十一億、私の資料では四十四年は七十二億になつております。その点もちよつと違ふ。その点、先ほどのお話ではもっと少ない金額をおっしゃつたのですが、私の得た資料では七十二億になつております。これはどういふわけですか。

○石原説明員 先ほど申し上げました十一億と申しますのは、それは電子工業振興助成法に伴います融資額そのものであります。その中にいま申し上げた周辺装置が入つております。こういうことでございまして。

それから七十二億という数字はその差し上げた資料から出ているのかと思ひますけれども、ちよつとその数字は私が見当がつきませんので、いま申し上げたのとおり電子工業振興法の関係は四十五年度におきまして三十五億の数字がございまして、ちよつと申し上げておきますが、機械工業振興法というのがございまして、いわゆる特定機械に対する融資というものがございまして、自動車部品でありますとか油圧機械でありますとか、そういうようなものであります。その分を含めまして機械工業のワケという計算をいたすことがございまして、しかしその場合にも数字は九十億くらいになつておるはずでありまして、七十二億という数字はどちらにもつかない数字かと思ひます。どういふことでありますか、後ほどまたよく伺ひまして申し上げます。

○平林委員 まあ数字のことは、あなたのほうの一九六九年四月の日本開発銀行の現況というプリントには、予定とは書いてあるが、七十二億と書いてある。予定でありますから変わったのかも知れません。

これはいいにして、産業公害の問題ですね。先ほどのお話ですと、私の得た資料は百六十七億円で、同じようにあなたのほうの予定になつておるわけではあります。いづれにしても四十億、五十億といふことで記憶いたしまして、それで議論を進めます。さらに、四十五年度五十億になります。開業が受け持つべき公害防止融資の構成割合といふものはどのようになつておりますか。

の関係、海水の油濁防止の關係及び工業用水關係、その三本でございます。

なお、先ほど申し上げましたように公害のために工場を移転するという關係を、新年度四十五年度から新たに取上げられておるはずでありますから、それを公害の中に入れますと金額はふえますから、これは政策当局と条件その他を打ち合わせいたしておりませんので、ちよつと金額を申し上げる段階に至っております。

○平林委員 わかりますか。

○田中説明員 公害防止事業団の融資貸し付け事業の金額を申し上げます。四十四年度四十億、四十五年度予算案におきまして九十億を予定いたしております。

○平林委員 そうすると、合わせておよそ百四十億、これで大体——これはだれに聞いているかわからぬけれども、政府の公害防止対策關係の資金調達の構成は一〇〇%になる、こういうふうな判断でしょうか。

○田中説明員 私の記憶では、そのほか中小公庫に公害防止關係で十五億の資金ワクを予定いたしております。大体それくらいであらうと思っております。

○平林委員 大気汚染なんかにつきましては昭和四十三年からやはり開銀のほうでやるという話でしたけれども、その点の実績はどうなっておりますか。

○石原説明員 一般の大気汚染、たとえば煙突の關係でありますとか、除じん的關係でありますとか、そういうような關係は公害防止事業団のほうでございまして、重油脱硫も当然大気汚染に關係がありますけれども、私どもは重油脱硫だけに限ってやっております。一般的なもの事業団のほうでやっております。

○平林委員 いずれにいたしましても産業公害防止について、やはりわれわれといたしましては基本法の關係もありますし、最近の都市問題の重要な点でもございまして、この点はきょうの委員会で議論が集中されたという点を頭にとどめ

ていただきまして、今後の運営について何らかの形が反映できるように御努力をお願いしたいと思うのですが、その点をお伺いいたしまして私の質問を終わります。

○近藤政府委員 ただいま平林先生より仰せられました御趣旨に沿ひまして、できるだけの努力をいたしたいと存じます。

○平林委員 それじゃ、私は開銀はけっこうです。次に私は、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に關連いたしまして若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

政府の当局からいただきました補助貨幣の回収準備資金と補助貨幣の発行現在高の推移を見ますと、この制度が実施をされた昭和二十五年から昭和三十三年ごろまでは、昭和三十三年の特別期間を除きまして、補助貨幣発行現在高の対前年増と補助貨幣の回収準備金の対前年増は大体とんとん、もしくは発行現在高の微増に推移してきておるわけですね。ところが、昭和四十年になりまして準備資金増のほうに逆に発行高増を上回りました。昭和四十四年に準備金が発行現在高を上回って、今回のような法律提案になってきておることを承知しておるわけでありまして、昭和四十年に急激に傾向が変わってきた一番大きな理由と云うのは何ですか。

○船後政府委員 お手元の表でもおわかりのとおり、四十年代に入りましてから補助貨幣の発行高が急増いたしておるわけでありまして、これは一つには百円貨のコイン化の推進ということとございまして、これは同時に一般の需要が硬貨を使う習慣がふえてまいりました。自動販売機の普及等の影響が大きな理由であらうと考えるのであります。が、最近に至りまして、このように小額通貨につきましては硬貨の発行高がふえてきております。その結果といたしまして、回収準備金を資金運用部に預託いたしまして運用いたしておりますが、利子収入もふえてきております。したがしまして、その製造経費等につきましても、利子収入でもつ

てまかなつてなお余りあるという状況にあるわけでございます。

○平林委員 造幣局の事業費は大体どういう経過をたどつておりますか。

○船後政府委員 やはりお手元の表にもあると思いますが、造幣局の製造経費はこの回収準備資金から繰り入れておるのとおもひますが、これも同様に三十年代の後半、特に四十年代からふえてきておりまして、四十五年度では七十七億円を見込んでおります。これが大体三十年代の初めでございますと二十億足らずというふうな状況であつたのでございます。

○平林委員 これは資料はまたあとでもう少し詳しいのをもらわないと私も質問が続けられませんが、今度こういう制度を新しくやることにしたのですが、補助貨幣の引きかえまたは回収のための準備として、補助貨幣の回収準備金が昭和四十五年で三千九百四十億、補助貨幣の現在高が三千七百四十一億円でありますから、その差額百九十九億円は一般会計に繰り入れよう、こういうことになって今回の法律の改正が提案をされたわけでありまして、元來補助貨幣の発行現在高と同額の回収準備金を保有しておく理由と云うものはあるのでしょうか。それは絶対額、それが必要であるということになるのでしょうか、この点はいかがですか。

○船後政府委員 補助貨幣の発行に見合ひましてその収入をどうするかという、一般論といたしましては非常にむずかしい問題もあるかと思ひますが、日本銀行の制度は、御案内のとおり発行高に達するまでの準備資金を保有しておる。これはあくまでも補助貨幣の信託を維持するといふ趣旨に基づくものでございます。

○平林委員 そういう理屈なら日本銀行の発行券といふものは、昔はこの券を持ってくれば金何枚、それに相当するものを支払う、従來金本位制といふようなことになっておりましたときは、それが裏づけになったわけですが、日銀券のほうは必ずしもその裏づけになるものがあるわけ

けではないでしょう。なぜ補助貨幣だけがその現在高相当額を準備金として積み立てなければならぬということになるのですか。

○船後政府委員 日銀券の場合には、日本銀行におきまして発券保証があるわけでありまして、これを見合ひいたしまして日本銀行券が発行されておるといふことであります。

○平林委員 もともと補助貨幣の回収準備金制度は、昭和二十五年に回収あるいは引きかえの信用保証を目的として創設されたわけでありまして、後に昭和二十八年に、資金に属する現金を特別会計における補助貨幣製造のために使用することができるようになり、たしか昭和三十三年にも若干の地金等の取り扱いについてあれしただけでありますけれども、私が疑問を提起したと同じように、実際は補助貨幣の発行現在高と同額あるいはそれに見合ふものを必要としないというふうな理由で、將來この資金から一般会計に繰り入れようというふうな苦肉の策に使つたりするようなことはしない。やはりいまお答えになりましたように、これはもう発行高に見合ふもので、それを越えたものだけを一般会計に繰り入れるということと責め通しますか。

○船後政府委員 先ほど来説明いたしましたような趣旨で現在の回収準備金制度があるわけでございますから、將來といへども補助貨幣の発行現在高に見合う資金は保有するというところで運用してまいります。

○平林委員 それを変えることはないということをおなたからとるのちよつとあれですけれども、そういうお答えがあつたことについておきましよう。

次にお尋ねをいたしますけれども、日本銀行券の発行高の推移を見ますと、昭和三十五年に大体一兆二千三百四十一億円でありますのが、毎年一兆に一九%、一八%という割合で増加をいたしまして、今日では四兆八千八百十三億という数字になっておるわけでありまして、これに伴ひまして、補助貨幣のほうも発行高の増加が見られまし

て、今日では三千七百四十一億円。しかも昭和三十九年度にはオリンピックの記念貨が少し製造されたことや、あるいは昭和四十二年にはいまお話しのように百円通貨のコイン化が促進をされ、また関係でふえてはおりますけれども、しかしその金額は最終的に三千七百四十一億円。昭和二十五年当時の三十九億円から比べますと二十年間にこれは何倍になっていきますか、相当な規模に増大をした。こういうふうなそのつどそのつど、必要に応じて貨幣の製造あるいは日銀券の発行が行なわれていると思うのでありますけれども、かくのごとく流通する貨幣、日銀券が発行されておるこの事態は何を意味するかという点について、ひとつ政府当局のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 まず日本銀行券のほうについて私から御答弁を申し上げたいと思ひます。

ただいま御指摘のように昭和三十五年、一兆二千三百四十一億円でございました日本銀行券が、その後毎年一七、八%ないし一九%、まあ途中で一一%—一三%というふうなこともございましたが、たいへんな勢いで伸びてきておるといふことはそのとおりでございます。またそれが国民総生産あるいは物価というふうなものとも非常に密接な連係があるということは御指摘のとおりでございます。

そこで、この日本銀行券の発行高につきましては私も絶えず注目をいたしておるわけでございまして、ことに昨年の九月あたり、この日本銀行券の発行高も対前年で二〇%近いところまでのぼってきています。最近の状況を見ましても、今月に入りましてまだ大体二〇%近いというふうな状況でございまして、そのような見地から予防的な引き締め措置がとられておるといふ状況でございまして、この日本銀行券の発行高の推移につきましては、御指摘のように私どももいたしましてはたいへん注目をいたしておるわけでございまして補助貨につきましては船後次長からお答えいたします。

します。

○船後政府委員 全体としての現金通貨がふえておる中で、特に最近補助貨の量が多いわけでございまして、これは先ほど来申し上げましたような需要がふえておるといふ関係によるわけでありますけれども、御参考までに申し上げますと、現在現金通貨の流通高のうち補助貨の比率でございまして、四十四年当時は五・六%でございましたが、これは三十九年当時五・〇%でございましたのが若干上昇いたしました。しかし先進国でございましてかアメリカ、西独等をとりましますと、アメリカは一〇%程度、西独は六・七%程度というふうな状態になっておりますので、やはりここ当分の間はわずかながら補助貨のウェイトが増加してくるのではなからうか、かように考えております。

○平林委員 日本銀行券の発行高の増加、これは政府側の型にはまった答弁で言えば、経済規模の拡大によつて通貨量がふえるということと押えればそれまでの話でありますけれども、しかし日本銀行券の発行高の増加あるいは信用膨張等によりまして、実際にはこうした上昇傾向が始まる、ちようど昭和三十何年でしたか、三十二、三年当時から、わが国の物価上昇が始まっていることは事実なんでありまして、そこにどういふ因果があるか。これは単に通貨だけから判断はできないにいたしまして、結果的にはそういう現象があらわれている。決してこれは無関係ではあり得ないといふのは銀行局長がお答えになったとおりだと私は思ふのであります。

同時に、物価上昇が始まるとともに貨幣の価値も下落しておる。いつも私はみんな話をすするのですが、アルミの一斤貨で何が買えるか、答えられる者があつたら手をあげて答えてもらいたい、こういう質問を發すると、しばらくたつても何人も答弁できない。一円では何も買えない、こういう経済であります。かつては一円玉でも相当の品物を買えた。私の小さいときは鉄砲玉というやつが六つ買えた。いまでは一円では何も買えない。日本の通貨の単位である円がもはやわが国の経済、国民生活の中において何も買えない、こういう実態があらわれておるわけであります。長期的に見れば私は円の価値、これは下落しておると思ふのです。

同時に、最近の事例をとりましても、最近の経済の規模拡大、いわゆる高度成長政策に伴ひまして貨幣の価値は明らかに下落しておる。この間大蔵大臣に、インフレというのはどういふことを言うのですかとしばらく聞いてみましたところ、インフレとは貨幣価値が下落することだ、こういうお話であつたわけであります。すなわち貨幣価値は明らかに下落しておるわけであります。そうすると、いまはインフレだということになるわけでありますけれども、大蔵当局はどう考へますか。

○近藤政府委員 確かに、御指摘のようにインフレといふことばの定義をどうきめておくかによりまして非常に違つてまいる問題であらうかと思ひますが、貨幣価値の下落という側面をとりますれば、広い意味のインフレといふことは確かに申せられると思ひます。ただその場合に、たとえば同時に可処分所得のほうが上がつてまいるというふうな形で、實際の上の貨幣価値の下落よりも可処分所得の上昇が一般的に早いという場合に、それは特に広い意味のインフレとも呼びにくいというふうな立場をとる方もあらうかと思ひます。したがうに言へようかと思ふのでございまして、ただ御指摘のように、最近における貨幣価値の下落がかなり顕著なものがあるという点、これは確かでございます。

それからもう一つ、その前に御指摘になりましたように、通貨の増発と物価の間に非常に密接な関係があるということも事実でございまして、ただその間を律する因果関係につきましては、世界的にもまだ定説のないところでございますし、いわゆるブラックボックスと称せられる部分でございまして、ただ大体において、経験的には前年に對しまして二〇%をオーバーした場合には、これは危険信号であるといふことがいわれておるわけでございまして、したがって、おっしゃいますように、ただいまかなり警戒すべき状態にあるといふことは事実であります。その意味で予防的な引き締めを堅持してまいるということにならうかと存じております。

○平林委員 これは大臣でもおつて、私の言ひ分に反発でもしてくれないとけんかにならない。議論もこれ以上発展しないと思ふのです。ただ、政府は非常に現況をインフレと呼びたがらない。いまの経済はインフレでないかといふと、それはいろいろ議論をすることができるわけであります。呼びたがらない心境はわかるのであります。が、貨幣価値の下落という面からとらえれば、私ははっきり言つてもうすでにそういう危機的狀態であるといふことが言えると思ふのであります。

御売り物価は上がつていないから、したがって国際収支は悪化してないから、インフレということなら国際収支は悪化する、こういう言ひ方で通つてきた時代はありますけれども、現代の経済におきましてはそういう理屈では通用しない。だからインフレでないという言ひ方は常識的に通用しない。特に御売り物価につきましては、国民の側から見れば流通の段階の最終的な受け取りは、生活の面で物価水準として見るわけであります。国民の生活の中においては、御売り物価というよりは消費者物価として受け取るわけでありますから、消費者物価水準が上がつていけば、それは通貨の購買力の低下といふことを意味するわけで、国の通貨価値を反映しているものと見るわけでありますから、今日のごとく物価が上がつておるといふのは、私はやはりすなわちインフレ的傾向、こういうみなし方をして対策を進めなければ、やはり将来を誤るおそれがあると考へておるわけであります。

いずれにしてもこうした問題につきましては、今後とも補助貨幣よりもむしろ日銀券発行という点について、こうした面からインフレを促進することのないような努力をせねばならぬと思ふので

ありまして、この機会に補助貨幣の現在高、発行の計画あるいは日本銀行券の発行の計画、そういうものをきめるのはどういう基準できめるべきか、こういう点について政府当局の見解を承っておきたいと思うのですが、その点はいかがでしようか。

○船後政府委員 補助貨は、御承知のとおり、流通いたしますときには市中需要に応じながら日銀の窓口から出ていくわけでございます。毎年度製造計画を立てるにあたりましては、このように市中需要の動向を見込んで種別に決定するわけでありまして、やや具体的に申し上げますと、一応経済成長、GNPの伸び、これと貨幣の流通高はやはりある程度の相関がございますので、そういう経済成長の見通し、さらには種別に市中需要がどの程度あるか。これは先ほど申し上げましたように補助貨の場合でございますと、自動販売機等の普及の状況によりまして十円、五十円、百円というものの対する需要がある程度変わってくるわけでありまして、そういうことを考えます。日本銀行の券高と調整をとりまして年々の製造計画を立てておる次第でございます。

○近藤政府委員 日本銀行券につきましては、特にあらかじめ幾らにするという計画をきっちりとして立て、それに基づいて実施をするということはいたしておりません。ただ全般の経済情勢を勘案いたしましていろいろと指導を行なう。そしてその結果非常に限度外の発行が多い場合には事後的にこれを調整するというような仕組みになっております。

○平林委員 そこで私は、きょうはこれで質問は終えたいと思うのですけれども、最後に、このような貨幣価値の下落、それから物価の上昇、同時に、賃金は上がるけれども労働分配率というようなものは下がっていくというようなこと、そういうことを考えますと、国民はインフレという問題に、好むと好まざるにかかわらず直面をしていると思ふのです。

ればいいのですけれども、大蔵省当局のお話は、そういう点についてはかなりシビアに感じてもらえる、また人によってはかなり深刻に考える人がいますが、経済の議論というのはいろいろな角度から議論して、依然としていまの経済はむしろまだ楽観的だ、むしろ日本の円は外国との貿易においてはいまや世界最高だくらいの強気な議論が展開をされて、私どもも国民の心配にかかわらず、こうした対応策についてどうも手の打ち方といひますが、が足りない。したがって物価政策についてもあまり見るべきものがない。このままでは一体どうなるのだろうかという感じがするわけでありまして、国際的に見ても、物価が上がっているのは日本だけではなくて、各国それぞれ上がっていることは事実であります。したがって、最近のわが国の貿易などは対米輸出が多いだけに、アメリカにインフレ的傾向があれば輸出の伸びというのはいくらでも期待をされる。価格面においてもいまのドル三百六十円、その有利性から相当程度の輸出の伸びというのはいくらでも期待できるんじゃないだろうか。しかし、それは一体いいことか悪いことか、逆にいえば、そのために国際的なインフレが今度は国内にもはね返ってくるというような心配も考へておかねばなるまい。そういうことを総合的に考へてみますと、一部の人の中には、この際円の切り上げによって輸入インフレを抑えるべきだという議論があるわけでありまして、ところが、こういう質問に対して政府は、いや、頭の中にもっともそんなことはないとか、そんなことを考へるのはナンセンスだということまで片づけておられますけれども、一体大蔵当局、特に銀行局長としては、この問題についてどういう御判断をお持ちなのか、ひとつ聞かしてもらいたい。

○近藤政府委員 これは私どもの所管でもあり、国際金融局の所管でもございますが、大蔵省といひましては、ただいまあらかじめききとをさせましたが、この前、大臣から、円の切り上げにつきましては自分の頭の中のどのすみにも一かけらもそういう考へはないという趣旨の答弁をなさ

れたと記憶いたしておりますが、大蔵省としてはそういう見解を持っております。

○平林委員 きょうは、これ以上やってもあれですから、別な機会に議ることにして、私の質問を終わります。

○毛利委員 松尾正吉君。

○松尾正吉委員 私は、開銀総裁並びに政務次官に最初伺いたいと思ひます。

私どもは、いずれも、今回初めてでありまして、特に開銀関係については初めてでありますので、ひとつお答えを具体的にお願いしたいと思ひます。

まず私は、日本開発銀行の融資のあり方といひますか、運営の基本的なあり方、これについて伺いたいと思ひます。

わが国は現在目ざましい高度成長を続けておるわけですが、その反面に、放置されているいろいろな弊害、いわゆるひずみが生じております。国民生活を脅かしているという点では、もうものによつては行き詰まり状態、こういうものさへ見られるわけでありまして、この間に国としてもいろいろ国土開発計画あるいはその他の計画を立てて取り組んでまいりましたけれども、現状は行き詰まり状態、こう言える状態でありまして、そのために、政府としても、今度あらためて二十年を目途とした新総合開発計画を昨年閣議決定をして、きょうも参議院の予算委員会でも佐藤総理はこれに触れておりましたけれども、この新しい総合計画の発足間もなく、すでに、この計画には財政的な裏づけが明らかでないために、疑義論さえ起きている現状であります。こうした中で、未来ビジョンを踏まえた上で、今後日本開発銀行がどのような考へ方を持って基本的に進んでいくのか、この運営のあり方等について伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 政府のほうからお答えをいたしたくことかと思ひますが、私どものほうで現在までいろいろな業務の変遷がございます。そのうちに、いま松尾先生御質問でございます方向

がある程度出ていっていると思ひますので、その点も含めて申し上げます。

私どもの開発銀行は、かつては電力あるいは海運、鉄鋼、石炭というような、いわゆる基幹産業に非常なウェイトを置いておった時代がございますが、毎年度の貸し付け計画のうちの八割、はなはだしきときには九割近い金を基幹産業につき込んだ時代がございます。しかし、だんだんその時代が過ぎまして、産業政策もいわゆる高度化という段階に入りまして、特定機械でありますとかあるいは石油化学でありますとか、そういうような、産業融資の中でも基幹産業よりももう一つ高いと申しますか、そういうようなものに融資の重点がだんだん変わってきた。

最近になりました、いま松尾委員からお話もございましたような、社会開発というポイントがだんだん出てまいって、それを若干、最近五年ほどの数字で申し上げますと、ただいまお話のございました全開開発計画というのに関連をいたしまして、一つは地域の開発をはかる、もう一つは都市問題を解決する、そういう問題と、それから産業公害防止、そういうものを含めまして国土開発というところで呼んでみますと、四十一年度には私どもの融資の二割八分が、いまの地方開発、大都市再開発・流通近代化、産業の公害防止、いわば国土開発というもののあたったわけでありまして、これが四十五年の予算におきましては三割二分ということになります。中でも、大都市再開発・流通近代化という都市問題に對します。それは四十年度は八・六%でございましたが、一四・二%というふうな、これは倍近い割合で、融資額は毎年一割あるいは一割弱ふえてきておりますから、その割合の上のいわばシェアと申しますか、構成比でそういうふうなふえてきております。

もう一つの項目は、技術開発という問題でございますが、これは国産新技術というものを確立をしなければならぬ段階にまいりました。したがって、国産技術振興、それから午前中にもい

は、技術開発という問題でございますが、これは国産新技術というものを確立をしなければならぬ段階にまいりました。したがって、国産技術振興、それから午前中にもい

るい議論のごさいました電算機、この融資を合
わせまして、やや広くこれを技術開発というふう
に申しまして、四十一年度には四・六%でございま
したのが、四十五年度には九・五%ということ
で、これは倍を越しておるわけでありまして。

海運の融資が、これは御承知のように私どもの
融資の相当大きなウエートを占めております。四
十一年度には三七%を占めておったのであります
が、四十五年度には三〇・五%というふうになり
ました。ウエートが減っております。依然として
三割という非常に高いのですが、だんだんそう
いうことで減っております。

エネルギーの開発の関係は、これは原子力、石
油、石炭の関係であります。四十一年度は二・
六%でございましたが、四十五年度は八・八%で、
これは石炭が落ちた関係でございまして。そうい
うもののウエートがやや減っております。

先ほどちょっと申し上げました、特定機械であ
りますとかあるいは開放経済に伴います体制整
備、重電機延べ払いというような産業融資、これ
が、一〇・七%が一・三%で、大體横ばい。

いま申し上げましたように、国土の開発の関係
及び電子計算機を含めまして技術開発関係とい
うのが、最近におきましてウエートを増してきて
いる。これから先にまたいろいろなことが想像さ
れると思うのであります。この傾向というもの
は、これからだんだん強くなつてまいるのはな
いかということ、全体の国土総合開発計画とい
うことになりまして、これは公共投資にまつと
ころが非常に多いわけでありまして、私どものほ
うで受け持ちます部分は一部であらうかと思
います。そういう問題もだんだん出てまいるか
と思ひますが、現在のところは、そういうふう
に、最近数年間で融資のウエートが動きつつあ
るというのを申し上げました。

○中川政府委員 ただいま開銀のほうから御説明
しましたとおりであります。また午前中にも、
開銀の制度ができました昭和二十六年度とは事情
が一変をいたしております。さらに、御指摘のよ

うに長期的な今後の日本の経済ということを考え
ますと、これまで大きく変わつてくるわけござ
います。したがって、当初は基幹産業重点で
ありましたが、今後は地域開発なり産業公害ある
いは都市対策、こういった日本の経済の発展に伴
うひずみの部分に重点が置かれていかなければな
らないことは当然でありまして、これからの日本
の経済の動きに対応しつつ、開銀の資金の運用、
利用ということについても善処してまいらなけれ
ばならない、このように思っております。

○松尾(正)委員 非常に丁寧にお答えをいただき
まして大綱をよくつかむことができたのですが、
確かにいま政務次官からもお話しがございました
し、総裁からも伺つて、いままでのいわゆる法律
の基本的な考え方をもう改めなければならぬ時
期に來ていて、こういうことは私も、政府当
局も感じておられると思うわけですが、確かに基
幹産業から一般の社会開発に向けていかなければな
らない、こういうことはもう全部痛感している
ところであると思つております。

そこで、いま総裁からお話しがありましたけれ
ども、地方開発の関係が大きく伸びてはおります
が、五百二十億、さらに大都市再開発・流通近代
化、これが大きく伸びて四百五十億、さらに産業
公害については力を入れていと言つております
が、四十億が五十億、こういう点がむしろ今後
は、率を伸ばしたのだからというのでなしに、現
状を見合つて、そしてここまではぎりぎりやつて
いくことが開銀銀行としての目的に沿つたもので
あり、さらにこれが使命なんだ、こういう考え方を
政府と一体になつて持つていただき、ふやすべき
ものは思い切つてふやす、切るべきものは切つて
いく。えてしてこういう規制なり法律というものは
一たんできましてなかなか改廃されな
い、こういうものであります。その困難を押し
切つて、現状に即した運営をやつてもらいたい、
こういうことを強く要望したいわけでありま
す。実は詳しく突つ込んだものを準備してござい
たけれども、基本的な問題については前平林、堀

議員からの質問がありまして構想がはつきりしま
したので省略をいたしますが、もうどうしてもそ
ういふところへ來ていて、こういうふうに感じま
すので、この点は強く要望しておきたいと思ひま
す。

次に、いただいた資料によりまして、規模であ
りますが、日本開銀銀行貸し付け計画の規模を四
十三年度以降を比較してみますと、総額で伸び
率が四十三年度は二千五百十億で一・四%、こ
れが四十四年度には急減して二千七百億で、額は
伸びておりますけれども、比率でいきますと七・
六%と激減しております。四十五年度にはこれが
三千七百十億と増額をされて一七・四%、この四
十三、四十四、四十五年度とぐつと経済が上昇し
てきておる中で、どうしてこの四十四年度に七・
六%と激減をしたのか。これは公害の問題で先ほ
ど触れられましたけれども、総体的な面でもひと
つ伺いたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のとおり四十四
年度の伸び率が落ちておりますことは確かござ
います。そこでその理由をいたしまして、ここに
四十四年度が七・六%で四十五年度が一七・四%
という計画でございまして、実は若干表面上の数
字に比べまして四十四年度の数字がふくらみます
理由は二つほどございまして。一つは、四十三年度
からの繰り延べがかなり行なわれました。四十二
年度から三年度に繰り延べが行なわれました関係
がございまして。それからもう一つは、追加貸し付
けの規模がかなりいつも年よりもよい行なわ
れたという二つの事情を勘案いたしますと、四十
四年度の伸び率はかなり高くなるわけございま
す。ただ、それにもかかわらず、相変わらず御指
摘のように四十五年度のほうはかかるに四十四年
度よりも多いわけでございますが、これはやはり
大都市再開発とか流通の近代化とか、いわゆる社
会開発の推進、それから最近の生活環境の激変に
伴ひましてのいろいろな要請、こういうものが非
常に緊迫、切実なものになつておりますので、そ
ういふ要求にこたえるために貸し出し規模もふく

らんでおることでございます。

○松尾(正)委員 いまのお答えの中で、四十五年
度にくらんできたのはわかるのでありますけれども、
四十四年度に急減した理由です。

○石原説明員 大體銀行局長のお答えで尽きてお
ると思うのであります。一点申し上げておきま
すことは、石炭の審議会の答申がございまして、
石炭に対しまする融資のほとんど大部分が石炭の
合理化事業団のほうに引き継がれて、合理化
事業団におきまして融資をせられたのがございま
す。私どものほうにいたしましては、四十三年度
には百十億という石炭関係の融資がございまして、
それが一応落ちておるものでございまして、そ
の関係だけで約四割の数字に相なるかと思
います。したがって、石炭を除いてみますと特に
そのところはあまり違いがないということが言
えると思ひます。

○松尾(正)委員 これはそのときの現状によつて
もちろん対処されておるといふ理由はわかりま
す。したがって、先ほども申し上げましたよう
に、こういうふうなその年度年度の現状によつて
貸し出し額が急変するといふこの過去の実績を
見て、いまはもとより社会開発に力を入れてい
かなければならないという段階で、政府の考え方
として、必要な場合にはほとんどその手を打つて
いくという決意があるかどうか、この点について政
務次官ひとつ……。

○中川政府委員 その決意は十分あるわけござ
います。ことしふえました開銀関係の内訳を見ま
しても、地方開発なり、特に大都市再開発、流通
の近代化というふうなことにについては飛躍的に伸
びしております。また電算機だとか技術振興とい
うような比率も六〇とか三六とかいうようなこと
で大転換をはかつてまいつたつもりであります
し、今後ともこういった気持ちで勇断をもつてや
つてまいりたい、このように思ひます。

○松尾(正)委員 これはぜひひとつががんばつても
らいたいと思ひます。
そこで、次に内容に入つてまいりますが、この

法案の立法理由の説明によりますと、「日本開発銀行が行なう貸付及び債務保証残高の合計額は、現行法では、自己資本と借入れ及び」云々、こうなっております。すなわち、開発銀行の資本金は現在二千三百四十億円、これに法定準備金九百億円を合せて自己資本が三千二百四十億円だ。これに對して四十五年度の貸し付け計画と新規保証見込みからすると、開発銀行の貸し付け及び保証残高は四十五年度中に限度を越える、これがため五倍を六倍にするものである、こういう説明であります。が、こういう形でいきますと、二、三年するとまた借り入れ限度が超過することになるといふことはもう目に見えております。その際またこれを法改正して引き上げていくのか、また借り入れの限度の引き上げには何ら歯どめがなくていいのかどうか、こういう点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 たいま御指摘がございましたように、すでにまた限度がきてしまふ、その日暮らしではないかという御質問がたしか前回にも竹本委員からあつたように記憶いたしております。その点はまさに御指摘のとおりでございます。ただ一面におきまして、何ぶんにも財政資金に関するところでございますので、やはりできるだけ一歩一歩コンサーバティブな形で国会の御審議を経てやうていくという観点からの着意も必要であらうかと存じますので、その意味で従来は一倍ずつ伸ばして、そのつど国会の御審議をお願いするといふことでやうてまいつたことと思ひます。ただその点につきましても、かねがね竹本委員の御指摘もあり、またたいま松尾委員の御指摘もございましたので、今後あるいは何倍かにまゝとて引き上げる、そういうような方向について抜本的に検討してみたいというふうに考へております。

○松尾(正)委員 歯どめについてはどうですか、どの辺に……

○近藤政府委員 その歯どめにつきましては、実は各種の金融機関、あるいは世界各國いろいろバラエティーがございますので、大体において債券発

行限度二十倍というところが東西を通じて非常に多い例であらうかと思ひます。したがういして、たとえばその辺のところというのが一つの歯どめであるかと思ひますが、しかしそれには別に確たる理論的根拠があるわけではございません。したがういして、もしそういう方向で研究をいたします場合には、あらためて歯どめをどの辺に置るか、十分慎重に研究を要する問題であらうかと存じます。

○松尾(正)委員 この点はこれにとどめて、次に移りたいのですが、私どもの党としてあるいは委員として、前回あるいは前々回、この開銀融資が防衛産業につながるではないか、こういう質問をしております。五十八国会では田中委員並びに他の委員からもこれについては相当質問がございました。この質問に對する前銀行局長の答弁を要約しますと、現在の開発銀行の融資目的の中で、特定の企業が防衛産業に當たる業種を営んでいる場合もある、またそれを開発銀行の目的に照らし、その目的に適當する範囲内において行なわれる融資の中で、防衛産業を経営している企業に融資をしていく場合もある、どうもあまりよくわからないのですけれども、結局防衛産業にも融資をする、こういうふうな、前回、前々回の答弁をまとめますと、受け取れるわけです。以上の答弁のとおり、防衛産業とはつきりしておつても、これに對して開銀としては融資ができるのか、こういう見解でよろしいかどうか、この点について、はつきりしたお答えを承りたい。

○近藤政府委員 防衛産業についてどういふことは特別に考へておりませんが、ただ、金融判断といたしまして、防衛産業は客観情勢の変化とか、そのほか状況の変化でたいへん変わりのひどいものが一般的には多いといふことでございまして、したがういして、防衛産業関係につきましても金融的判断については、一般の場合よりは慎重である場合が多いといふふうに伺つております。したがういして、開発銀行のほうにおかれましてもそういう方向でやうておられるのではないかとはいふ

に考へております。

○松尾(正)委員 そうしますと、これは總裁に伺ひたいのですが、開発銀行が実際に防衛産業に融資をする場合に、開発銀行の基本方針、あるいはどこに根拠があつてこれを融資されるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 午前中に御議論のありましたように、開発銀行法第一条にございまして、経済の再建、産業の振興といふことでございまして、それから、まずその読み方がございまして、防衛産業と申しましてもやはり産業でございまして、したがういして、第一条のワタの問題といたしましては、防衛産業を含めるといふことで従来やうてまいつていくわけでございます。ただ、これは昭和二十九年から始まつたと思つておりますが、経済援助資金特別会計といふものがございまして、アメリカからの食糧援助のかわり金を経済援助資金特別会計に積みまして、それでいまおつしやるような意味におきまして防衛産業融資をやつた時代がございまして、この場合には、従来の私どもの一般の資金運用部の金と別に、特別会計から金をいたしましてわれわれのほうに融資をしていた時代もございまして、それが一昨年だつたかと思ひますが、その特別会計が廃止になりました、現在は産業投資特別会計に引き継がれたことに相なつております。その当時には、援助資金特別会計の運用につきましても政府の方針の御決定がありまして、それに基つて私も融資をいたしておりました。その特別会計廃止とともにならういふことに相なつたかといふことにつきましては、運用基本方針といふものが毎年内閣で御決定になりました私ども通達をいたしております。その方針の範囲内におきまして私も融資をいたしております。ただ、金額的には最近はやや小さな額になつておりまして、四十三年度におきまして一億円、四十四年度におきまして大体二億円見当に相なるとかと思ひます。

○松尾(正)委員 開銀の場合には、前々から私ども伺つて承知していることは、お金を出したものがどういふふうに効果的に國民經濟發展のために使われるかという点を確認をして、検討をしている、こういうことであります。いま防衛問題はまだ相當論議の過程にあります。こういう中で、融資した企業先等、これは明らかに防衛産業である、はつきりした場合に相當検討されていいのではないかと。四十四年度の運用基本方針にも、わが國經濟の健全な發展のため、あるいは經濟基盤の充實をはかり、産業構造を高度化するためだ、こういうことがあるわけでありまして、したがういして、私どもには、いまその銀行法の目的あるいは基本方針に基づいてやうていふのだといふことはありますけれども、事、防衛産業に関する出資と承知してのやり方についてはちよつと納得できない点があるわけですが、この点については、四十三、四十四年度額が少くないといふことでありますけれども、わずかに年間一億円ないし二億円のものは、何か別な方法で、何も開銀から出さなくても済むのではないかと、こういうことが考へられるわけでありまして、この点ははどうでしよう。

○石原説明員 たいまお読み上げになりました文章の中にもございまして、産業の高度化と申しますか、その産業に融資をいたしますことによりまして技術の普及度でありますとか、あるいは先進性でありますとか、そういうようなものが強いといふことが、國益と申しまするか、開発銀行が融資をいたします一つのポイントであるわけでございます。防衛産業の中にもいろいろあるわけでございますけれども、たとえば航空機産業あるいはその関係の部品といふようなものにつきましても、これは非常に技術的に高度のものでございまして、そういうようなものをつくります過程におきまして得られるところの技術といふものが、その航空機に限らず、それ以外のものに非常に大きな波及効果を生むといふ点がございまして、私どもは、そういうような波及効果といふようなこともできるだけ考へまして、その当該生産のみならず、全体の技術向上に役立つとい

ろうと思うのです。ただ、ものによってはもうすでに引き上げ、これは今後の問題として考えなければ

ればならない。こういうことは、先ほども言いましたように、開銀が出した金がどう効果的に使われるかという点についてはしつこく検討されたい。この趣旨に沿って、先ほど来の公害問題の融資の關係、この金利の關係あるいは過密過疎の対策の問題等は、いま手をつけなければならぬと行き詰まり状態というところにあるわけであり、この点を十分見ていただきたい、検討をいただきたい、こう要望しておきます。

次に、これに関連する問題で農村の工業化、総合農政の立場で農村の工業化ということが論議されております。この農村の工業化については当然強力に促進しなければならぬ問題で、開銀としてもこの農村工業化の助成についてはやはり考えておられると思うので、すけれども、この助成に対する考えと金利のあり方についてあわせて伺いたいと思います。

○石原説明員 農村の工業化という問題は、私の理解するところでは比較的新しい問題として起こつておるかと思ひます。したがって、いわゆる新農政ということの一環としてどういうふうに行つていかれますか、これは政府当局においてこれから御検討いただく問題だと思ひますので、そのまた具体的な一翼をどういうふうにしてにやつてまいるか、これは今後申し上げたほうがいいかと思ひます。ただ現在の段階において申し上げられますことは、先ほど御指摘がございましたように、地域開発ということを私どももやっておりますので、これは農村工業化ということとびつたり合つておられることと、結果においておられることと、比較的近いことをやっております。ことに真日本でありまして、かあるいは南九州あるいは四国というふうな、経済が先進地区ほど進んでいないようなところに、つぎましては、できるだけ地場産業、地元産業に融資をいたすようにしております。ある程度まで同じような目的に役立っていることは申せると思ひます。

特利の点につきましては、先ほど申し上げましたように工場を公害のために移転をいたす、これは農村工業化と必ずしも結びつきませんが、公害のないような地域に持つてまいる、その場合に今度新しい特利を設けて七分五厘で融資をいたそうというのを申しております。それから、先ほど松尾委員から御指摘がございましたように、地域開発の中で特定地域と申しますか、裏日本におきます新産業都市に新規に立地をいたします、根幹になる工業施設につきましては七分七厘という特利を適用することになっておりますので、特利の問題につきましてもそういうふうに行つておる、こういう状態でございます。

○松尾(正)委員 積極的に進めていかれる、こういうふうな理解して承ります。

次に、開銀の貸し付けですが、基本的には毎年閣議で決定される政府資金の産業設備に関する運用の基本方針、先ほど総裁の言われたこれにのつて行なわれておるわけであり、すけれども、たとへば「その他」というワケがあります。九百五十五億ですか、「その他」のワケが必ずしも明確に方針が定められていないものがある。したがってこれらについては、開銀資金の運用と産業政策との調整、これがきつめて重要な問題になつてくるわけであり、この間の調整はどういう形でここにははかられているか、まずこの点を伺つてみたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまおっしゃいましたように、まず閣議で基本方針が定められまして、それから各省から推薦がございまして、その各省との連絡を開発銀行が緊密にされまして、そこできつめてまいるという方法をとっております。

○松尾(正)委員 「その他」のワケについて、私、時間がなくて資料要求する間がなかったのですが、四十三年度の貸し付け実績さらに四十四年度の実績見込みがお手元にあつたら簡単に伺ひたいと思ひます。「その他」というワケでけつこうであります。

○近藤政府委員 四十四年度の実績見込みを申し上げます。

輸出産業が二十億、国際観光六十五億、石油十七億、国内航空十二億、研究所十億、プレハブ建材七億等でございます。

○松尾(正)委員 私が、この調整がどのように行なわれているのかというのを伺つたのは、いま「その他」というワケの中で必要なものもあつて、プレハブ住宅等の必要なものもあつて、これも毎々論議されておる国際観光に六十五億という融資がされておるわけであり、す。この国際観光に融資がされるという意味がどうも私にははつきりしませんので、どういう目的でこの国際観光には融資がされておるのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 国際観光、これは国際観光ホテルということでございますが、融資をいたしてあります。開銀の歴史は相当古いものでございまして、だいぶ前からこの融資をいたしてあります。御承知のように、国際観光のうちの、貿易外のうちとしては非常に大きな項目でございます。で、国際観光の観点から大いに推進をせられていく。最近におきましても、たとえば万博の關係でありますとか、非常に経済の国際化、したがって人間が行つたり来たりする關係で非常にふえてきておられます。またそういうようなものに対しての意味からいたしまして、やはり国際観光ホテルというものの重要性というものは依然として相当強いんじゃないかというふうに考えまして、政策当局と御相談をいたしながら国際観光に融資をいたしておるわけであり、す。

○松尾(正)委員 これも過去に論議された問題ですけれども、設備投資計画調査報告書、これによりますと、旅館等には外部資金の依存が要らないほどもうかつておる、こういうようなことがもうすでに論議されておるわけであり、す。それで、外貨獲得という、確かにいま海外の往来も激しくなつておられますが、むしろ先ほど来の公害あるいは社会開発という面と比べて、はたしてこの九十五億

という額が適当な額であるか。使い道を検討してみたいとき、全体を見たときに、はたしてこういう額が適切であるかどうか、この点について伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 適切であるかどうかというお話であり、す。これは非常にむずかしい問題であらうかと思ひます。開発銀行が扱つております分野は非常に広いものでございまして、から幾つかの省の所管にわたつておられますし、一つの融資と他の融資との優先性をなかなかきめにくいような状態にございまして、ただ、観光融資でございますが、これは御承知のように、最近のような外人の往来という關係から見ると、需要は相当強いわけでございますが、ここ二、三年大体このくらの金額に据え置かれておるわけであり、す。全体の貸し付けワケは先ほどごらんいただきましたように伸びておりますけれども、金額は大体これくらいにとどまらぬものでありますから、融資のウェイトから申しますとやや落ちつきみであるというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○松尾(正)委員 この問題はこれで打ち切りたいと思ひます。

最後に、開銀貸し付け計画の中に地域開発融資、これが五百二十億円で、大きな比重を占めておるわけであり、す。地域開発融資は地域経済の振興という観点に主眼を置いて運用されなければならぬ。ところが日本開発銀行法の第一條を見ますと、開銀の目的は、経済の再建及び産業の開発を促進する、このようにあります。地域開発融資に十分即応したものと言へるかどうかが、この点が先ほどの論議を通して私は疑問なところは言へない。ここで国全体を見ますと、他方には、北海道東北地方については別途に北海道東北開発公庫、こういう専門機関があります。開銀の地域開発融資については、北東公庫融資、こういうものがあるわけであり、す。一方には銀行によつて、一方には公庫で、同じ地域開発に融資しているわけであり、すけれども、金利その他につ

いてこの調和はどのようにとれているのであろうか、こういう点が疑問でありますのでお聞きしたいと思ひます。

○近藤政府委員 まず最初の、設備投資の融資という点、それから産業の育成という点から見て地域開発がいかに重要であるかという点から御趣旨であつたかと思ひますが、地域開発は後進地域に重点を置きながら新産業都市などの地域開発、それから各地方の開発整備に寄与いたします民間の設備投資計画に対する融資ということが地域開発の主たる目的になっております。その意味におきまして第一の目的には非常に忠実に従つておる融資であらうかと存じます。

それから第二の点の問題でございますが、北東公庫と開発銀行の地域開発の融資とのバランスがいかにあつたかという問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、後進地域に重点を置くということでございますので、東北、北海道というところにかんがひる重点を置く。ただ面的に申しましても、東京、名古屋、大阪周辺は開発銀行の一般の地域開発からは除かれますために、それを除きました部分と、それから東北、北海道とは、大体的に面的にも、あるいはその後進性などを勘案いたしますれば、ほぼバランスのとれたところではなからうかというふうに考えております。

○松尾(正)委員 以上で終わります。

○毛利委員 竹本一君。

○竹本委員 私は最初に、わが国の現在、開発銀行も含めての長期資金の融通といふことが、供給はどういうふうになつておるかといふことについて伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 手元の資料がやや古くて恐縮でございますが、四十三年度におきましての長期資金の総額が三兆五千二百一十一億でございます。そのうちの銀行分が二兆一千九百五十二億、信託分が一兆五百二十五億、それから開発銀行が二千七百三十四億、これが四十三年度の数字でございます。

○竹本委員 開発銀行は国策銀行として、これらの長期資金供給の面においてどういふ分野を受け持ち、どういふシニアになつておるか、また今後はなからうとしておるか、この辺をお聞きいたします。

○近藤政府委員 ただいまの数字でまいりますと、シニアは全体の八割といふことに相なつております。これは銀行が六割、信託が三割でございます。まして、開発銀行が八割といふことでございまして、シニアを今後どういふふうにしたかといふことにつきましましては、特にシニアをどのくらいに保とうと、あるいは削減しようとかいふ方向で考えますよりも、むしろ貸し付け内容を、常にそのときどきの政策目的に沿ひまして、できるだけ民間金融に乗りかたといふものを次に運びまして、したがつて常に卒業生を出して新入生を迎え入れるという形で運営をいたしてまいりたいといふのが基本的な考え方でございますので、シニアといふものは特に著しく増減するものといふことはあまりないのではないかと。ただ、もちろん最近における社会生活の激変、社会環境の激変、社会資本の充実の必要性、そういうものがここ二、三年來特に非常に多くなつてきておりますので、その意味から申しますと、あるいは開発銀行のシニアにつきましましては増加をいたすといふような方向で考えなければならぬのではないかと。これはやや私見に属しまして恐縮でございますが、そういうふうな考えをしております。

○竹本委員 八割といふことでございますけれども、私は二〇〇くらいにしたいといふ考えを持っております。もちろん政策当局として、あまりにもイデオロギッシュに考えたいといふことは慎まなければならぬといふこともよくわかります。しかし、開発銀行が受け持つ使命といふようなものから考えると、これはむしろだんだんにふえていくのが当然であるし、またある意味においてはいくつが積極的、計画的にそれをふやしていくといふことも、これからの一つの政治課題ではないかと思ひますが、いかがですか。

○近藤政府委員 ただいま申し上げましたように、ことに最近の情勢におきましては、開発銀行の受け持つべき分野の長期安定資金の必要性が非常に大きくなつております。ただいま御指摘のありましたような方向に向かつていくということが必要になつていふかと考えております。

○竹本委員 方向にいくといふことですけれども、私が言うのは、引っぱられる、パッシブな受け身で、するするべつたりにそういうところへいくといふのではなくて、やはり国策金融として受け持つべき分野があり、使命があり、ある程度もつと計画的にやらなければ、五倍にしてみたり、四倍にしてみたりするやうなことになる、しよつちゅう同じところを行つたり来たりしていることになつておるのです。これはあとで聞きますが、ポジティブにいくのと受け身に引きずられていくのとではだいぶ違ふと思うのですが、私は、一方においては開発銀行の重大な使命と任務にかんがひて、もつと積極的、計画的に取り組んでいつたらどうかと思ひます。

最初に結論を申し上げたことになりましたけれども、そこでついでに伺つておきたいが、民間にもいろいろ長期信用関係の銀行がありますが、金融の効率化だとか、合理化だとかいろいろいわれておりますけれども、開発銀行はそういう流れの中で消えてしまふのか、より大きくなるのか、そういうことも含めて、開発銀行をめぐる金融の効率化なり、あるいは長期信用の再編成なりといふものについては、現在どういう段階に問題が発展しているか、伺いたい。

○近藤政府委員 御承知のように、ただいままで金融制度調査会におきまして、一般民間金融機関のあり方につきましましていろいろ議論がなされてまいりました。それが近く、審議が最終的な調整を終わりました。六月ごろには大蔵大臣に対する答申が出ようかと存じます。その際には、もちろん政府関係の機関といふものは含まれておりませんが、ただその審議の取りまとめの段階におきまして、いろいろ話は出てまいるかと思ひます。

そこで、ただいま御指摘のございました、開発銀行を含めて、長期信用銀行全体のピクチャーがどうなるかといふことについても、おそろしくいろいろ議論があるかと存じますので、その議論の結果も十分参酌いたしまして考えてまいりたいといふふうに考えております。

○竹本委員 総裁もお見えになつておるからちよつと伺いたい、総裁としては、そういう再編成といふ効率化といふか知りませんが、金融制度調査会で取り上げられていふやうな方向づけの中で開発銀行はいかに位置づけべきであるかといふことについて、総裁自身の御意見はどういうことですか。

○石原説明員 非常に論議のむずかしい問題であらうかと思ひます。ただ開発銀行法の第一条に書いてございまして、民間金融機関の補完ないし奨励、あるいは奨励ないし補完でありましたか、そういうことが書いてございまして、私どもは現在までやつておることは、原則として協調融資といふことでございまして、私どもの銀行のほうの金も出すが、長期信用銀行あるいはそれ以外の金融機関にも協調融資をしていただく、こういう立場になつておるわけでございまして。したがひまして、両者の間において非常にシャープな限界があるといふことよりは、相寄り相助けて一つの仕事ができ上がつていく仕組みであらうかと存じます。ただ、私どものほうは一〇〇%政府が持つております政策金融機関でございますから、したがつて政策遂行の手段といふもので、たとえば税制でありますとか金融でありますとかいふやうなものが、これからの経済運営に当然必要になつて、いよいよその必要性を加えてくるかと思ひますが、そういう場合には政策を反映する手段としての政策金融機関と、それから市中におきまする長期信用機関といふものとの間には、おのづから使命と申しますか、動きやうといふものが、動かしようと思ひますか、そこら辺に違いがあるのではなからうかといふことを申し上げておきます。

○竹本委員 それぞれの使命、任務、役割の違
いもあるけれども、似た分野、関係した分野がた
いぶある。いま私が伺ったのは、総裁がお答えに
なったような問題ではなくて、新しい長期信用の
あり方といったようなものを考えた場合に、開発
銀行はなに位置づけるべきであるかということ
について、総裁自身はどういうお考えを持ってお
られるかということをお聞いているのです。

○石原説明員 私が申し上げましたのは、そうい
うような政策金融機関と、それから市中金融機関
とが協調して働いている。したがって、政策金融
機関が出なければ十分な融資ができないというよ
うなケースが現在すでに起こっているわけであり
ますし、今後もし起こるであろう、したがって、社
会開発というような要請が加わればいよいよそう
だと思ふのでありますが、それにはそれを一本に
して機能を果たし得るかという、そこには明ら
かに違いがあるのであって、それを一体にするこ
うことは、はたしてうまく金融の実をあげるこ
とができるであろうかという疑問を持っております。

○竹本委員 ファンクシヨンの面でいえばおそら
くそのとおりだと思ふのです。だからそのファン
クシヨンをより効率的に完遂していく立場から
いって、現在の制度、機構のあり方について、開
発銀行総裁には特に御希望や御意見はありませ
んかということをお聞いているわけです。

○石原説明員 先ほど来申し上げているとおりで
あります。

○竹本委員 これは総裁、慎重に答えているわけ
でしょうけれども、開発銀行は何も金融制度調査
会に対して全部受け身に立たなくても、こうある
べきだ——いやしくも三千億も金を動かそうとい
うところが、必要なものは出します、足らないと
ころは補いますといったことだけでなく、やはり
政策金融機関というものが制度的にも、特に民
間だけでは間に合わない、軌道に乗らない面があ
るから、これをやろうということなんです。しかも、
いま御承知のように、ここにいろいろ営業の業務

内容がありますように、これからの七〇年代の経
済を運営していく上においては、開発銀行が受け
持つべき使命というのか分野というのか、ファンク
シヨンというものは、私はある意味において非常
に飛躍的に拡大されると思ふのです。その場合
に、足りないところは補っていくのですというこ
とだけ聞いていると、位置づけからいえば、ただ
量的にいまの仕事が少しふえるだけで、さらに制
度、機構の面からはほとんど問題はない、こうい
うふうに解釈できるが、そうですか。

○石原説明員 私どもがいまやっております金
融のやり方におきましても、社会開発的な金融の
場合と、産業金融と申しますか、その場合とで
は融資率が違ふ、あるいは融資期間が違ふとい
う点がござります。したがって、これから社会開
発的なもののウェイトがふえるということであるわ
けでありますから、そういうような場合におき
ます、協調金融の間におきますウェイトの違
いというものは当然出てまいらうと思ひます。た
だ、これは各政府当局が政策をおきめになる立場
にあるわけでございますから、開発銀行が自分の
見解でさじかげんをいたすという筋のものではな
いだろうと思ひます。しかしながら、そういうよ
うな政策が今後引き続きとられる、あるいは進展
を見るところを前提にいたしまして考える
と、いま申し上げたようなもののウェイトがふ
えてまいらうであろう、こういうことが申せるわけ
であります。それではひとつ開発銀行がそれを全
部引き受けたらどうだというお話でございます
と、これは現在の金融のあり方としてそういう
ことは考えることじゃないだろうということをお
し上げます。

○竹本委員 希望を申し上げますが、開発銀行の
持つべき使命、任務が重大であればあるだけ
に、政策金融のシェアも一体どこまではいかなけ
ればならぬかと、あるいはどこまではいくべき
であるかと、また制度、機構の面においても、
位置づけはこうあるべきだ、いまの制度ではこの
点において不満があるがとか、悩みがあるがとか

いった問題を、ここでむしろ積極的に出すくら
いの用意があつてしかるべきではないか。量もだ
んだんふえるでしょう、機構も制度金融としての
使命はだんだん重大になってくるでしょうとい
つたようなことは、はなはだの足りない。せ
かくりっぱな総裁がいられしやるんだから、こう
いう機会に、量的にも制度的にもこうあるべきだ
ということ、開発銀行の総裁としての御自身の
意見というかあるいは希望というかが、私はない
ということになれば問題だ。あるけれどもいまは
言えないんだ、金融制度調査会に遠慮して言わ
ないんだとおっしゃるなら、これはそのお考えも納
得であると思ふのです。私としては無理な質問を
いたしませんから、希望を申し上げておきますけ
れども、いやしくも政策金融を担当する重大な分
野におられる総裁のご意見から、シェ
アについてもあるいは制度、機構の問題について
も、こうあるべきだという自主的な御判断ある
いは御意見があつてしかるべきであらうという希望
を私は申し上げて、この話は一応終わりにいたし
ます。

それから第二に伺いたいことは、体制金融とい
うことを一時間言われたけれども、あれは一体どう
いう意味で言われたのであつて、現在はどういう
ふうになつておるか、今後はどういふふうにな
るつもりであるか、その点をちょっと伺いた
い。

○石原説明員 体制金融ということばははたして
適当であるかどうか存じませんが、開放経済とい
うものに向かい、輸入はもちろん資本自由化とい
う時代を迎えまして、日本経済の体質を強くする
という必要がある、こういうところが出発点であ
らうかと思ひます。そのために、たとえば装置産
業におきましては規模の大型化が必要である、あ
るいは企業の間における連携の問題、あるいは合
併という問題、そういうような各種の手段がござ
いまして、それによつて日本産業の体質という
ものを開放経済の時代にふさわしいような形に持
ていきたいということが政策の基本であらうかと

思ひます。したがうして、私どももその線に沿
ひまして、たとえば自動車であるとかあるいは石
油化学であるとか、あるいはアンモニアである
とかあるいは繊維であるとかというような各種の産
業におきまして、いま申し上げたような体質強化
を、各個の業態によつて違うわけでございます
が、実現し得るようなお手伝いをいたすという意
味で、私どもの金融はやつてまいりたいと思ひま
す。

○竹本委員 私が先ほど来言っているのは、たと
えば体制金融の問題、ことばが適当かどうかは別
としましても、これも、自由化とかあるいは世界
化とか開放経済とかいったようなものは、これは
時代の大きな流れでしょう。そういうことになり
ますと、それにま正面から取り組んでいく開発銀
行の使命というものは飛躍的に大きくなる。その
ときに、大川の流れを渡るみたいな、自然のまま
に流れていくということではなくて、これを受け
とめていく体制、準備がなければいけません
かという意味で、私は先ほどの第一の問題を開
いたわけでございますけれども、明確な御答弁はな
かった。体制金融だけではない。いろいろ開発銀
行はやつておられる。大体ことはどういふ分野
に重点を置いて、どれだけの貸し付けをやるう
というお考えであるかを伺いたい。

○石原説明員 体制整備ということ、昭和四十
四年度におきましては追加後におきまして百八十
億、来年度も百八十億であります。主たる融資対
象は、乗用車、石油化学、特殊鋼、繊維、アンモ
ニア、これらはいずれも御承知のように数年前か
ら始まっているのがあつたわけでございますが、各
業界の実態におきまして、そういうような大型の
装置をつくることに対して話合ひ、あるいは
は企業の連携につきましても話合ひ、そういう
ようなものがいろいろ遅延がございまして、たと
えば繊維あたりは、これははいふ前にプランを
立てたんでございすけれども、比較的最近に
なつて出てきたという状況がございす。大体い
ま申し上げましたもののうちで金類的に大きい

エネルギーの開発であります。これは原子力、石油、石炭火力であります。これが合計い

りというものがなければうそだ。これは局長、いかでですか。何かありませんか。

の重大性にかんがみると、こんなものでは役に立たないだろうということをここで質問をしたのを

はきわめて良心的な答へのように受けとれ、わゆるその日暮らしでしょう。年度末に四百二十

五億ですか、足らなくなるから、それだけ上げておきます。しかし先ほど私が言ったように、このどれをとりましても、現在大事な仕事のどれが来年度になつたら減つて、他の部分がかりにふえても、プラスマイナス大体これでいけるという見通しがほとんどないでしょう。あるならそれを承りたい。なければまたこの次同じように、今度は六倍、七倍を、七倍、八倍にするということだけで、ひまつぶしにはけっこうですけれども、少し政治家としては見識がないし、われわれお互い忙しいし、全く時間のむだな議論ばかりしているような感じがするが、政務次官の政治的な判断ではどうですか。

○中川政府委員 先ほど来、竹本委員から、これから日本の経済は将来に向かつてやるべきことばかり多いではないか、だからもっとこの制度を拡充してやるような体制を整えておくべきだという御主張であります。私も政治家として全く同感の感じがいたします。これはど大きくした日本の経済のひずみというものを直していかなければいけない、そこに開銀が果たすべき役割りというものもこれからますます大きくなっていくわけでございます。したがって、これからもっともっと前向きでやるべきであらうということも同感であります。二年前にやつて、ことしやつて、またさらに二年後になつたらやらぬとは言えないというように見通しであるために、忙しい時期にこんなことで議論するのはおかしいということも、政治的に見て全くそのとおりだと思います。そこで、従来からの御指摘もありまして、この際抜本的に検討してみたいということも銀行局長が申し出ておるところであります。私ももういっただけの方でこのやり方については十分検討いたすべきであらうと思ひますが、ただ一部の議論としては、国の、国民の負担においてなされるこの金融について、あまりに大きな幅にしておいて、その中でかつてにやつてよろしいということもいがかか。やはり二年か、三年か、五年かに一回くらいは、こういったあり方について御検討をいただくこと

も、大事な国民の税金であるところからいうならば、勘案しなければならぬのではないのか。お忙しうはあろうけれども、あまり幅を広くしておくということもどうかという議論もある。こういったことも勘案しつつ、今後前向きでひとつ考えてみるべきであらう、このように思うわけでございます。

○竹本委員 これはワクを広げるだけでしょう。だから何も、現実金に金を使えればばらまけとかいうことをだれも言つてやしない。ワクだけの話です。ワクは政治家の見識で定めるべきであつて、事務的に同じようなことを何度もおさらいをしているようなひまなことはやるべきでない。あなたも大蔵政務次官だから、大蔵省がこの案を出すのですから、いまおっしゃつたことをやはり具体的な実践の上に反映してもらわなければ話にならないと思うのです。そういう意味で、私は、これはほんとうはやはり法案自身をそういう立場で再検討すべきだと思うのです。きょうは時間があるからとせんからそれ以上申しせんけれども、何だかばかばかしていると思うのです。全く見識もない、事務的な積み重ねだけで。まあ、ひまな人はやつてもらつてもけっこうだけれども、われわれは少し忙し過ぎると思うのです。しかも、見識を笑われる。事務的にはある意味において良心的かもしれないが、政治的には見識がないということだけ、はつきり申し上げておきたい。

次に、開発銀行がそれだけの貸し付けを、三千億の貸し付けをやられる場合には、どういふような審査のプロセスをとっておられるのか、その辺を聞きたい。

○石原説明員 審査ということでございますが、銀行の中に審査部というものがございまして、申し込みの受け付けをいたしました上で審査——独立した部でございまして、これは営業と独立した判断をしておつて、その結果を営業のほうに移して結論を出す、こういう仕組みになつておるわけでございます。お尋ねの審査というものが、私の答えしたことでいいかどうか疑問

であります。もし審査の手続はどうだということでございますれば、いま申し上げたようなことでございます。

○竹本委員 それらの審査をやられて、いろいろ貸し付けをやられた、その業務報告というのはどういふ形でどういふふうに出されるものであるか、それを伺いたい。

○石原説明員 業務の報告は、まずその前に、先ほど来申し上げておきますように政策金融機関でございますから、各省との間に非常に密接な連絡が要るわけでございます。先ほど銀行局長からお答えをいただきましたように、地域開発の金はその中でもないのであります。それ以外につきましては原則として各省から推薦をもらうことになっております。推薦も、その一方的にもらつても困るものでございまして、推薦をいただく前には十分に御相談をした上で御推薦をいただいております。こういうことでありまして、事前に、政策面におきましての検討は、われわれもいたしたすし、また各省のほうにおいても十分に御検討いただく。その点のすり合わせが当然起こつてまいります。大蔵省のほうは、これは理財局、銀行局、いずれも私のほうの主務官庁でございますので、これまた定期的に相談をする機会を持つてやつておるわけでございます。

各個の議案の内容につきましては、先ほど申し上げましたように、申し込み、審査、決定、こういう段階があるわけでございますが、その後におきまして、実は私どものほうに参事会というものがございまして、これは法律の中に規定がございまして、現在六名の方が参事になつておるわけでございますが、これははいずれも経済界の長老にあつた方でございます。毎月業務の報告をいたしまして、その方々の御意見を伺つておるわけでございます。これは大体各種の業界を代表せられる方々の中からおつておるから、私どもの業務の一応重要なものにつきます。その経験は十分に持たれ、それのみならず経済界の非常に高い指導者の立場にあられる方々でございます。

るから、非常に幅の広い御意見を承つておるわけでありまして。

それからあとのことになりますと、これは半期ごとに一応決算をする。決算そのものは御承知のように年度一回の決算でございますが、私どものは年の半ばに納付金を暫定納付いたします関係もございまして、一応半年で経過を締め切るわけでございます。ファイナルにきまりましてはその後であります。大体そういう手順で業務報告を締めておるわけでありまして。

○竹本委員 二つに分けて伺ひますが、申し込みがあつて、審査をする、各省と連絡をとる。いろいろ御説明をいただきましたが、私は、いま参事会という、六名とおっしゃつたですね、その人たちがどの程度の発言なり、影響力を持っておるかというところを、もう少し具体的に聞きたいのです。私のほうから申し上げますが、そういう政府の、あるいは国策金融機関といったような問題に對して、役人の内側の連絡は十分とられるでしょうけれども、それ以外の一般の声をどの程度に聞くのであるか、また聞いておるのであるか、制度的にどれだけのくふうが行なわれておるのであるかということについて、私は実は心配をするので少し伺ひたいのです。

参事会、いま六名とおっしゃいましたけれども、まあ、それは人数は六名で必ずしも足らぬとはいへないかもしれませんが、その選考、またその六名にどういふ人が出ているか。経済界の長老といういま御説明がございましたけれども、私は長老ばかりではだめだと思つたのです。経済界のいま長老として、いままでやつてこられた先輩に敬意を表しますけれども、そういう人たちの経験がほとんど問題にならないような、コンピュータをはじめて新しい時代の波が押し寄せている、技術革新が押し寄せてきている、そういうふうか何というか、そのときの経験しか持ち合わせない人たちが六名も集まつて、同質の人たちだけが幾ら意見を述べても、時代の要求に十分

耳を傾けるということにはならぬと思うのです。でありますから、その六名のいまの人的構成はどんな構成になっておるかということについて、もう少し具体的に聞いてみたい。

さらに、その人たちはいかなる場合にどの程度の影響力を及ぼしておるのか。開発銀行の善でやつておるに困りますから、三千億の金をわれわれは数名の人に預けてしまおうというわけにはちょっとまいらない。そういう意味で、どの程度に一般の意見なり、希望なり、要求なりというものが織り込まれるように制度的のくふうが行なわれておるかということについて、もう少し具体的に承りたい。

○石原説明員 私が申し上げましたように、六名の方々は、たとえば重工業の関係、あるいは軽工業の関係、あるいは繊維の関係、あるいは化学工業の関係、あるいは海運の関係というふうな、まあ業界としての非常に長い経験を持って、あるいはそれ以外の業界の経験を持っていらっしゃる方に、大休月に一回お集まりをいただきまして、われわれのその前月における業務の報告を申し、その中でまた特殊な重要な問題につきましては別に文書を用意いたしまして御説明もし、それに基づいていろいろ御意見を伺っておるわけでありまして、相当具体的な問題を申すわけでありまして、それから、したがって、御意見も相当具体的に伺うわけでありまして。

なお、いまお話がございましたように、技術進歩の相当著しい時代でございますから、私どもは、先ほど申し上げましたように、国産技術振興という項目の融資を持っておりまして、それに限りませず、技術振興、二十名くらいの方になつておりますが、これは長老の方もおられますし、おっしゃるような若い方もおられます、そういう方も含めまして、そういった技術進歩と非常に密接な関連を持します案件につきましては、審査の段階において十分にそういう方々の御意見を伺い、それを取り入れてやつておるわけでありまして。

なお、協調融資ということを先ほど申し上げましたが、協調銀行との間には、個々の案件につきましてのおのの融資比率なり、はたして金融が全体つのかどうかという問題がございますから、これは具体的な案件につきまして、時によりましては相当突っ込んだ意見を聞きまして、ほかの銀行がどういふようなことを考えておられるか、あるいはどういふような融資のやり方をなさるか、そこら辺の打ち合わせは十分いたしまして、そういうような市中銀行サイドの御意見というものは、各国の案件で織り込まれるというふうな仕組みになっております。

○竹本委員 少しこまかくなるかもしれませんが、参与六名の中には学識経験者の代表がおりますか。それから、技術革新の時代に、その技術を代表する技術者がおりますか。あるいは消費者や労働者といったような、いわゆる社会代表といったような者がおりますか。

○石原説明員 いま御発言のありましたような技術の關係は、技術振興という關係で各個の分野についてのお話を伺っておりますから、参与の中には入っております。

それから、いまおっしゃいました点、すなわち、大衆経済界の代表者の方からなっておりますから、いまお尋ねがありましたような人たちは入っております。

○竹本委員 そういう意味で、私は、開発銀行のよく大衆、国策金融機関としての運営について、もう少しそういう面の声を、ただ囑託から聞くといったような次の低いことでなくて、本格的に聞くなら聞いたらどうかと思うが、いかがですか。

○石原説明員 いずれにいたしましても、融資というのは非常に具体的な案件になるものでありますから、したがって、一般的なものの考え方、一般的な業務のやり方につきましては、先ほど申し上げましたような参与の方、これはもちろん重要な具体的な問題に変わりはあります。技術的な問題になりますと、これはよほど具体的な案件

につきまして各個の技術の専門家の方に御相談をいたしませんと、必ずしも十分な知識を得ることはできないという点がございまして、この点はむしろある程度の数を持ちました技術振興の進歩に、な形で御相談をするほうが、技術振興の進歩に、できるだけ新しい状態をつかむというのには適当ではないかという感じが私どももおります。

○竹本委員 この点は、よくは総裁の考えは間違っていると思うのです。技術的な審査やあるいは検討を加えるというならば、開発銀行にも相当な専門家がいらっしゃるわけだから、極端にいえば何もそんな参与の意見を聞かなくてもわかつているはずだ。わからないようでは事務的に大問題だ。私がいま問題にしているのは、社会代表の方の、一般のむしろ然とした常識的な意見を聞くということが、政治の方向づけにおいては大事なことで、また国策金融機関というものの運営について、一般庶民の願いなり要求なりというものをいかに取り入れるかということについては、そういう専門家というものでなくてもけっこうなことです。もしまた専門家というならば、いま言ったように技術の代表といったようなものはより専門的な人だから、財界の長老以上に専門的な見識を持っていくかもしれない。そういう意味のハイヤー・コメントセンスというか、あるいは庶民のほんとうのコメントセンスというか、そういうものを取り入れながら、資金の大きな流れといったものについてパブリックコントロールを加えるということを考えていかなければならぬのではないかと私は思うのです。そういう意味でいろいろ聞いたのでござい

ます。

これはちょっと話が違いますが、総裁、あるいは大蔵省でもお目にとまっていますかもしれないが、二十一日の新聞にちょっと出ています。私が従来持っている意見とちょっと似たものがありますから申し上げるのですけれども、これは、GMの重役に市民代表、公害を防ぐお目付け役に政府支援で実現、ということだ新聞に出ております。結論は、五月の株主総会で承認されるな

らば、三人の公益代表をGMの重役会に送り込んで、企業の責任のためGMの株主委員会を設置することになる、こういうふうに出てある。アメリカのような資本主義万々歳の国でも、やはり公益代表というものをだんだん企業の運営の中に取り入れて、その意見を尊重して運営するということが、企業の社会的な役割、使命を果たす上において必要だということで、こういう制度的のくふうまで考えているわけですね。

日本の政策金融の本来であるところの開発銀行に、三千億円の金の運営についてこういう考慮が一つもないということは、よくは重大な問題だと思ふのです。単なる技術的あるいは事務的なアシスタントとして囑託がその辺に必要だという問題をばくは言っておるのではない。そんな問題ならばむしろ開発銀行の中によりすぐれた事務屋がいらしてやるであらうと思ふのです。そうではなくて、そういうセンスの問題を言っておる。市民代表というか何というかは別といたしまして、開発銀行の融資その他の運営については、もっと大きな立場からの国民の要求に耳を直接傾けるパイプといったようなものが制度的にくふうされなければならぬと私は思うのです。

大臣がお見えになりましたから大臣の御意見も伺いますが、開発銀行の運営について、庶民の声をよく聞くなりあるいは国民の声を聞くなりして、その運営に全きを期する、その制度的のくふうがありますか。今日、参与会議というものがあろうと、六人おるそうですけれども、財界の長老だけ集めておるような大衆お話です。私は、財界の長老も大事かもしれぬけれども、こういう技術革新の大きな転換期には、それだけの意見を聞いておったのではだめだ。聞くならばそういうような、もっと新しい国民の声を聞けるようなパイプを考へるべきではないか。アメリカのGMに三人のそういう重役を置くというふうな時代が来ることから考へてみても、そういう開発銀行の運営について、もう少し庶民的な要求が反映できるように考へていかなければならぬ、こういうことを私は

伺つておる。

○福田国務大臣 石原総裁によく検討していただきませう。

○竹本委員 ぜひひとつ前向きに検討を加えていただきたいと思つておる。

それから業務報告です。ここに出ておりますけれども、これは、こういうものを受け取った段階で、たとえばわれわれはこれを見ても、ほとんど書類を讀むだけで、どれだけの検討ができるかといふことについては私は非常に疑問だと思つておる。大蔵委員会には優秀な方もいらつしやるから読んだだけでみわかるかもしれないけれども、こういうものを、結論だけのこの紙切れをもちつただけでは、われわれも全体の動きがほとんどわからない。いろいろ議論したいと思つておる。とんどそれは不可能だ。それであればなおさらのこと、事前にそういうわれわれの声を国民の声も反映するような制度、機構といふものを考えるべきではないかといふことを、私は開発銀行の重大使命にかんがみ、いままで申し上げたわけですが、最後にもう一つ、先ほど体制金融の問題がいろいろ出ましたときにお話もありましたように、自由化とか開放化といふ問題とも関連いたしました。最近その問題が特に問題になっておるとは思いませんが、資本の自由化の荒波が押し寄せてきた場合に、それによつて立場を失つて、われわれの民族産業といったものが存立の危機に立たされるような場合が考えられないではない。そうした場合には、それを国の力あるいは政策金融の力でバックアップしていくといふようなことが必要になるかもしれない。御承知のように、イギリスは産業再編成公社というやうなものができて、必要な場合には金を貸してやる。そうしてアメリカ資本に乗り取られるものを防ぐ。そのかわりにパブリックコントロールも加えて、産業配置については地域開発のことも考えて、その工場はどこどこに設ける、その製品の何割は輸出しようといふことを、イギリスではパブリックコントロールを加えておられます。日本ではいまそういう制度的なものがほとんどないと思つておるし、もしそういうものを考えるならば、開発銀行なんかは一つの良い候補者ではないかと思つておる。そういう点について、資本自由化の荒波が押し寄せてきた場合に、それに対して受け答えをする制度的な金融的なものは一体何であるかといふことが一つ、それからもう一つは開発銀行自体がそれをなつていくといふことは考えられないかどうか、この二つを伺つて終わりにしたいと思つておる。

○福田国務大臣 資本自由化はそう混乱しない。うなスケジュールでやつていきたいと思つておるが、何せヨーロッパの事例を見ましても、自由化後の状態、これは容易ならざるものがあると思つておる。そういうものに備へまして、金融上の演習すべき役割、これは重大なものであるであらう、かように思つておる。その際に開発銀行がどういう役割をになつておられますか。まだ自由化がそこまで段階にはなつておりませんので、まあ一つの候補者であるといふ御所見、これは私もそういうふうに思つておるが、今後十分検討してまいります。

○竹本委員 これで終わりますが、先般来一部で議論されております門の切り上げとかいふたやうなものに私自身はあまり賛成ではないのです。しかしそういうことを防ぐためには、やはりこの資本の自由化といふことは思い切つてやらなければならぬであらう。そうするとその巻き添えを食つて、ある場合には日本の大事な民族産業が相当大きな犠牲を背負わされるやうなことになるかもしれない。そういうものをだれがどうしてささえていくかといふ、うしろのほうのバックアップの保障がなければ、ただ資本の自由化やってみるゝといふたつて、そうやれるものではない。こういう点も考えますので、ぜひ資本自由化に対する制度金融といふものです。国策金融といふものもこの際用意しなければならぬ。前向きに御検討いただくように要望申し上げまして、質問を終わります。

○毛利委員長 この際、経済及び技術協力のため

必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。両案につきましては、すでに質疑は終了いたしましたので、これより討論に入るのでありますが、両案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者の趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 私は、ただいま議題となりました経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党を代表して、その提案理由の説明をいたします。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

わが国の経済は近時著しく発展し、国民総生産はすでに世界第三位に達し、国際収支も順調に推移し、外貨準備の蓄積も近々のうちに四十億ドルになんなんといたしております。このような情勢を背景にして、わが国の発展途上国に対する経済援助は年々増大し、またわが国に対する発展途上

国の期待もとみに高まつておるところであります。が、反面わが国の援助に対する発展途上国の評判ないし国民感情は必ずしもいいとはいえない面もあり、また計画的、効率的に行なわれていないといふ点のあることは御承知のとおりであります。

したがひまして、政府は、経済及び技術協力を進めるにあつては、全世界的視野に立ち、平和に徹し、共栄の実をあげるやう、発展途上国の自主性を尊重し、その経済の成長、技術の向上等を通じて、国民所得の増大を期することを基本として、次の諸点についてその実現をはかるべきであります。

すなわち、その第一点は、長期的視野に立つて、経済及び技術協力を積極的に推進するとともに、現在発展途上国の要請に基づいて物品の譲与等が行なわれているのでありますが、今後は発展途上国の実情を見詰め、要請された国、あるいは要請された物品に限ることなく、自主的認識による長期的展望に基づく譲与等も行ない得るやうにすべきであります。

第二点は、海外からの研修生、留学生を政府は積極的に受け入れるとともに、この問題につきましては、先進諸国では一萬とか二萬とかたいへんな数にのぼつておりますが、これに對しましてわが国は数の問題でも問題にならない少数でございす。さらに十分に学習、研修の実効をおさめるに足る研修費等、その受け入れ体制の改善、充実をはかる必要があるとするものであります。

第三点は、経済及び技術協力を進めた後も、十分その効果が発揮されるやう、常にその推移を見守り、調査を行なうなど、実態把握につとめ、必要な関連施設等についても援助を行なうこと等、アフターケアに十分留意する必要があるとするものであります。

以上が本附帯決議案の提案の趣旨でございます。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。(拍手)

經濟及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は海外經濟、技術協力を進めるにあたっては、全世界的視野に立ち、平和に徹し、共栄の実をあげるよう、發展途上国の自主性を尊重し、その經濟の成長、技術の向上等を通じ国民所得の増大を期することを基本として、次の諸点についてその実現を図るべきである。

記

一、長期的な視野に立つて海外經濟、技術協力を推進するとともに、あわせて譲与等を行なうことが出来る物品等の範圍の拡大に努めること。

一、海外からの研修生、留学生等の政府ベースでの受入れを拡大するとともに、その受入れ体制及び内容の充実を図ること。

一、海外經濟協力の推移をたえずみまもり、アフターケアの万全を期すること。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府の所信を求めます。福田大蔵大臣。

○福田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては十分関係省庁とも協議し、御趣旨を体して努力いたします。

○毛利委員長 次に、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 次回は、来たる二十七日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和四十五年四月六日印刷

昭和四十五年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局